

精動の再出發に當りて

國民精神總動員本部 堀 切 善 次 郎
副會長兼理事長

國民精神總動員の運動は、支那事變勃發の直後から展開され來つた國民精神昂揚の全國的大運動であるが、このたび、この運動を時局の現段階に即應して、より強力により効果的に展開するために従來の國民精神總動員委員會と、國民精神總動員中央聯盟の官民二本建の組織を改め、國民精神總動員本部の機構に一元化し、内閣總理大臣が本部の會長に就任され、官民一體の姿勢をとり、一億國民の精動本部たるものが、規約の上からも極めて明瞭になつたのである。

國民精神總動員運動の根本方針に就ては、従前と毫も變更する必要はないと思ふ。舉國一致といひ、盡忠報國といひ、堅忍持久といひ、或は時艱克服、時局認識の徹底といひ、和戰兩時を問はず、何れも永續性と一貫性を持續すべきものであつて、これを輕卒に變更すべきではないと思ふ。

然し乍ら時局の推移、事態の變遷につれて、運動の形態なり、重點なりが、變つて來ることは當然である。この意味に於て、私は現在の時局の段階に於ては、まづ第一に、特に堅忍持久といふ點に重點を置くべきであると思ふ。滿洲事變以來續けられて來た努力と緊張は、重慶政權の潰滅と、新中央政府の健全なる發展を見るまで、飽迄これを繼續してゆかねばならない。わが國民が眞に底力を發揮すべきは正にこれからである。勿論、

人間は四六時中緊張に堪え得るものではない。適宜の休養や健全な娯樂は、時局の深刻味が加はれば加はるほど必要なのである。

國民精神總動員本部に於ては、今後この方面に就ても積極的な施設に努め、常に新しき力を以て堅忍持久の精神を發揮してゆくやうにしたいと思ふ。

第二に、國民の實生活に即した經濟關係方面の實踐に、今後特に力を注ぎたいと考へる。當初、輸入品、軍需用資材のみ加へられた各種の制限が、事變が長びくにつれ、國民生活のあらゆる分野に亘つて來た。同時に當初、一部の生産者乃至商業者に加へられた制限が、單に所謂産業人のみならず、廣く一般大衆に對しても、一般的な消費規正が必要となり、衣食住の總てに就て消費の抑制を強化しなければならなくなつた。

事變以前の自由經濟時代は兎も角、戰時統制經濟の現下に於ては、嚴格なる消費規正を行ふと同時に、生産者商業者の賣惜み、買溜め乃至闇取引の如きは、統後の經濟生活を混亂せしめ、これを破壊に導く叛逆行爲として戒めなければならぬ。戦時には戦時の新しい經濟道德律を創造し、確立せねばならぬのである。

經濟道德の確立に關して、特に強調したいことは、社會の現實の狀態が、國民の道義心を決して裏切らないうに、仕組まれてゐなければならぬといふことである。如何に國民精神を總動員してみても、統制經濟の機構や運用に根本的缺陷があり、賣惜み、買溜め、闇取引をした者が、結局に於て社會の勝利者となり、極めて正直に自贖自戒をしてゐる者が、生存に必要な最低生活も確保されず、却つてその迂愚を嗤はれるが如き結果となるのでは、道義心ある國民に大なる失望と憤りを與へずには置かないのである。

この點に關しては、國民精神總動員が從來の官民二本建の機構を改め、官民一體の姿勢をとることになつたに就ては、政府當局に特に深甚の注意を煩はし、物心兩面の實踐運動を展開してゆきたいと思ふのである。

第三に、中央地方に亘る實踐網の完備を圖り、所謂上意下達、下情上達の迅速なる徹底に特に力を注ぐ決心である。精勵運動を眞に國家總力戰體制の筋金であらしむる爲には、實踐上の組織を完備することは、缺くべからざるである。これが爲には中央と地方の縦の傳達系統を明らかにすると共に、横の地理的及び職能的結束を固め、わが國古來の隣保協同、相互教化の美風を發揮し、以て時局に處する自治運営の根基を強固ならしめねばならぬと思ふ。

實踐網の機構としては、地方に於ては部落を單位細胞とし、部落常會を活用する方針である。町村に於ては町村長を中心として各部落の代表者及び町村指導者の常會を活用する方針である。

都市に於ては、實踐網の單位を隣組、隣保班等の實踐班となし、市は市長を中心として各常會を以て、上意下達、下情上達の施設たらしめると共に、實踐事項の徹底にこれを最も重用する方針である。

道府縣に於ては、地方長官を中心に、中央機構を設置し、地方長官を中心に府縣會、市會等各階層の有力者並に有力各團體代表その他を以て、中央に準ずる機構を整備する方針である。各地方長官は、中央及び地方の連絡者となり、地方に於ける精勵運動の中心として國民の中から自發的に湧き上る運動になつてゆくやうに仕向けられたいと思ふのである。その他の各關係團體に於ても、それぞれの職務を通じ、自發的にこの運動に協力せられ實踐網の普及徹底を圖られんことを希望する次第である。

最後に一言したいことは、從來の運動が、末梢的、羅列的、觀念的且つ消極的であり、實踐から遊離した天降りの掛聲に過ぎないといふ一般の批判に對してである。從來所謂、末梢的と非難されてゐる事項、例へばパーマネットの廢止とか、丸刈の獎勵とかに就ては、そのこと自體は、決して一概に非難すべきことではないと思ふが、たゞこれを實踐運動に移すに當つては、土地と人の狀況に依り考慮すべきであつて、土地と人とを問はず、全國一律に劃一的に行ふことは不可であると思ふ。

また、從來の運動が人間の本能的抑制といふ消極的方面に偏したといはれるが、精勵の目的は、積極的に國民精神を昂揚することにあるのであつて、本質的に大きな積極性を有するのである。單なる消極一本槍では、到底新東亞の建設といふ大業に當ることは出来ないと思ふ。

羅列的であるといふことは、運動の初期には、淺くとも廣くといふ意味で、効果的であつたと思ふが、現在の時局の段階に於ては、いはゆる集中主義、重點主義によつて運動の目標を鮮明にし、重點を深く掘り下げてゆくことが効果的であると思ふ。國民の實生活の上に、自發的に且つ具體的に、國民精神の昂揚が表現されてゆくことが、最も望ましいのであるから、國民の實生活に最も關聯の深い經濟問題の方面に、實踐運動の主力を注ぐ方針である。

斯くて、國民の一人々々に堅忍持久の決意が固められ、それが物心一如、日常生活の隅々にまで表現され、強力な實踐網の組織によつて官民一體、全國的に、この運動が押し進められてゆくならば、今後國家が如何なる難局に當面しやうとも、國民は充分にこれを乗り切ることが出来ると信じて疑はない。

時恰も、紀元二千六百年の記念すべき聖代に際會し、茲に國民精神總動員の再出發をなすに當り、私は本部の理事長として國民諸君と一致協力、眞に國を擧げて一路時艱の克服に邁進し、以て有史以來の大業に翼賛するの覺悟である。

國民精神總動員機構改組經過

◎昭和十五年一月 米内内閣が成立するや、間もなく首相以下各閣僚と、國民精神總動員中央聯盟有馬會長以下幹部は、精勵の諸問題に就て懇談し、時局下精勵の重要性と、精勵機構改組の要を進言した。首相は進言の趣を了承されたので、中央聯盟側より改組私案を提出することとなり、聯盟側は數次の理事會を経てこれを決定した。一方議會に於ても精勵問題が論議され、首相は改組のことを言明した。

◎同 二月二十三日 聯盟側改組私案を首相に提出した。

政府に於ては、内閣書記官長、法制局長官、内閣情報部長が中心となり、聯盟より提出せる機構改組案を基礎として研究を遂げた。

◎四月二日 中央聯盟側より筑紫理事長、岡部事務局總長、大坪常任理事、政府側より内閣書記官長、法制局長官、企畫院次長、内務次官、内閣情報部長出席、聯盟提出の改組案を中心に種々懇談を遂げ具體案作成につき研究を重ねた。

◎同 十日 政府部内に於て研究せる機構改組案の大體の骨子を決定した。

◎同 十六日 閣議に於て改組案が大體原案通り正式決定した。

◎同 十七日 新機構の理事長は堀切善次郎氏に決定した。爾來、堀切氏を中心として人的構成につき協議の結果、まづ企畫の中心となるべき理事の人选に着手した。

◎同 二十三日 大體二十名の理事の人选を了した。

◎同 二十四日 首相官邸に堀切氏はじめ關係者集合し、精勵改組に關する懇談會を開催した。當日は特に總理大臣、外務、内務、司法、文部の四大臣も出席し、書記官長より精勵改組の經過を報告あつた後、總理大臣より「大體成案も得たし、改組の機も充分に熟してゐるので、この懇談會を以て直に精勵本部設立の發起人會に代へたい」と旨を語られ、滿場異議なく直ちに發起人會となつた。

而して、總理大臣が座長となり、精勵本部規約案を正式に審議決定し、これに基き總理大臣が會長に就任した。引續き會長は規約の規定に従ひ副會長、理事長、常任理事、理事等の役員を正式に會長より委嘱決定を見た。更に會長は顧問及參與の人选に付新理事に意見を求め、これが銜衡方針を決した。

斯くて發起人會を終り、直ちに精勵本部としての第一回理事會を引續き開催「精勵本部事務局の職制」中央聯盟より本部への事務、會計の引繼を理事長に一任する」等のことを協議決定した。

◎同 二十六日 堀切、筑紫の新舊理事長の事務引繼も了し、同日付勅令を以て従來の國民精神總動員委員會の官制も廢止され、茲に形式實質共に新機構たる國民精神總動員本部が成立した。

國民精神總動員本部規約

(昭和一五・四・二四)

- 第一條 本會ハ國民精神總動員本部ト稱ス
- 第二條 本會ハ總力戰態勢ノ強化ニ必要ナル物心兩面ノ舉國實踐運動ヲ推進スルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ
- 一 時局ニ對應スル國民精神總動員運動ノ具體的企畫及實施
 - 二 民間團體ノ活動ノ促進及助成
 - 三 其ノ他本會ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事業
- 第四條 本會ノ事務所ハ東京市麴町區霞ヶ關三丁目舊衆議院内ニ之ヲ置ク
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 會長
- 副會長 二人
- 顧問 若干人
- 理事長
- 理事 若干人(内若干人ヲ常任理事トス)
- 參與 若干人

— 10 —

- 理事長、理事及參與ノ任期ハ二年トス但シ再任ヲ妨ゲズ
- 官吏ニシテ役員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間中トス
- 第六條 會長ニハ内閣總理大臣ヲ推ス
- 會長ハ本會ヲ總理ス
- 第七條 副會長ハ内務大臣及理事長ニ會長之ヲ委嘱ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
- 第八條 顧問ハ副會長ニ非ザル國務大臣、貴族院議長、衆議院議長及學識經驗アル者ニ會長之ヲ委嘱ス
- 顧問ハ會長ノ諮問ニ應ズ
- 第九條 理事長ハ官吏ニ非ザル理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 理事長ハ會長ヲ佐ケ會務ヲ掌理ス
- 第十條 理事ハ關係官吏、衆議院議員、言論機關關係者、民間團體代表者及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 理事ハ本會ニ關スル重要事項ヲ審議ス
- 第十一條 常任理事ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
- 常任理事ハ會務ヲ擔當ス
- 第十二條 參與ハ關係官吏、貴族院議員、衆議院議員、言論機關關係者、民間團體代表者及學識經驗アル者並ニ

— 11 —

地方長官ノ推薦セル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
參與ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ述ブルノ外國精神總動員運動實踐ノ連絡督勵ニ當ル
第十三條 本會ノ事務ヲ處理スル爲事務局ヲ置ク
事務局ノ職員ハ會長之ヲ任免ス
事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

國民精神總動員本部事務局職制 (昭和一五・四・二四)

第一條 國民精神總動員本部事務局ハ國民精神總動員本部會長ノ管理ニ屬シ國民精神總動員本部ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

第二條 事務局ニ左ノ職員ヲ置ク

- 總長
- 次長 一人
- 幹事 若干人
- 主事 若干人
- 主事補 若干人
- 書記 若干人

第三條 事務局ニ諮議ヲ置キ、局務ニ參劃セシム
諮議ハ會長之ヲ委嘱ス

第四條 事務局ニ企画委員ヲ置キ運動ノ重要企画ヲ審議セシム
前項ノ外必要アル場合ハ各種委員ヲ置クコトヲ得
委員ハ會長之ヲ委嘱ス

第五條 總長ハ理事長又ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
總長ハ事務局ヲ統理ス

第六條 次長ハ常任理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
次長ハ總長ヲ佐ケ、局務ヲ掌理ス

第七條 幹事及ビ主事ハ上司ノ命ヲ承ケ、事務ヲ掌ル

第八條 主事補及ビ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第九條 局内事務ノ分掌ハ總長之ヲ定ム
第十條 事務局ニ精勵指導者録成所ヲ置ク
精勵指導者録成所ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

事務分掌規程 (昭和一五・四・二四)

第一條 事務局ニ總務、調査、地方、連絡、事業ノ五部並精動指導者練成所ヲ置ク

第二條 總務部ニ秘書、文書、經理ノ三課ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

秘書課

- 一、秘書ニ關スル事項
- 二、人事ニ關スル事項
- 三、所内取締ニ關スル事項

文書課

- 一、文書ニ關スル事項
- 二、記録ニ關スル事項
- 三、公印保管ニ關スル事項
- 四、會議ノ庶務ニ關スル事項
- 五、他ノ部所課ノ所管ニ屬セザル事項

經理課

- 一、豫算及決算ニ關スル事項

第三條 調査部ニ調査、企畫、資料ノ三課ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

調査課

- 一、金銭出納ニ關スル事項
- 二、給與ニ關スル事項
- 三、助成事業ノ會計監督ニ關スル事項
- 四、用度ニ關スル事項
- 五、財産管理ニ關スル事項

企畫課

- 一、輿論調査ニ關スル事項
- 二、實績調査ニ關スル事項
- 三、各種調査ニ關スル事項

資料課

- 一、企畫委員會ニ關スル事項
- 二、會議議案ニ關スル事項
- 三、中央諸官廳トノ連絡ニ關スル事項

- 二、圖書ニ關スル事項
- 三、統計ニ關スル事項

第四條 地方部ニ地方、都市ノ二課ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

地方課

- 一、地方廳トノ連絡ニ關スル事項
- 二、地方機構ニ關スル事項
- 三、地方ノ實踐組織ニ關スル事項

都市課

- 一、都市ノ實踐組織ニ關スル事項
- 二、都市精勵ニ關スル事項

第五條 連絡部ニ連絡、團體ノ二課ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

連絡課

- 一、精勵指導者連絡ニ關スル事項
- 二、外地精勵トノ連絡ニ關スル事項
- 三、其ノ他精勵連絡ニ關スル事項

團體課

- 一、各種團體精勵ノ連絡ニ關スル事項
- 二、各種團體ノ連絡調整ニ關スル事項
- 三、團體ノ事業助成ニ關スル事項

第六條 事業部ニ事業、宣傳、出版ノ三課ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

事業課

- 一、事業計畫ニ關スル事項
- 二、文藝ニ關スル事項

宣傳課

- 一、新聞、雜誌、放送等ニ關スル事項
- 二、映畫演劇ニ關スル事項
- 三、講演會並講師派遣斡旋ニ關スル事項
- 四、其他宣傳ニ關スル事項

出版課

- 一、機關紙ニ關スル事項
- 二、出版物刊行ニ關スル事項
- 三、其他印刷物ニ關スル事項



第七條 精動指導者錬成所ハ左ノ事務ヲ掌ル
一、指導者錬成ニ關スル事項
第八條 各部ニ部長ヲ置キ、幹事ノ中ヨリ之ヲ命ズ
各課ニ課長ヲ置キ、幹事又ハ主事ノ中ヨリ之ヲ命ズ

精動指導者錬成所規程 (昭和一五・四・二四)

第一條 精動指導者錬成所ハ國民精神總動員運動指導者ヲ錬成ヲ爲スヲ以テ目的トス
第二條 精動指導者錬成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長
幹事 一人
指導者 若干人
主事 一人
助手 若干人
書記 若干人

第三條 所長ハ事務局總長ノ監督ヲ承ケ事務ヲ掌理ス
第四條 幹事ハ所長ヲ佐ケ事務ヲ掌ル
第五條 指導ハ上司ノ命ヲ承ケ錬成ノ任ニ當ル
第六條 主事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
第七條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ指導ニ關スル職務ニ服ス
第八條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

企畫委員會規程 (昭和一五・五・一)

第一條 企畫委員會ハ會長ノ管理ニ屬シ運動ノ重要企畫ヲ審議ス
第二條 企畫委員會ハ委員長及委員ヲ以テ組織ス
委員長ハ事務局總長ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ本部役員、官公吏、言論機關關係者、各種團體關係者及學識經驗者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス
第三條 委員會ニ幹事ヲ置ク
幹事ハ委員會庶務ヲ整理ス

國民精神總動員本部役員

(昭和一五・五・一現在) (順序不同)

會長

內閣總理大臣 米 內 光 政 (總町、永田、二ノ一官舎 銀座二、一一一)

副會長

內務大臣 伯爵 兒 玉 秀 雄 (總町、霞ヶ關、一官舎 銀座〇、一八八)

理事 長 堀 切 善 次 郎 (小石川、高田老松、二七 牛込五、八六五)

顧問

外務大臣 有 田 八 郎 (總町、三年、五官舎 銀座三、六一四)

大藏大臣 櫻 井 幸 雄 (總町、永田、二ノ一官舎 銀座二、五二〇)

陸軍大臣 畑 俊 六 (總町、永田、一ノ一官舎 銀座一、九八四)

海軍大臣 吉 田 善 吾 (總町、霞ヶ關二官舎 銀座二、三三二)

司法大臣 木 村 尚 達 (總町、霞ヶ關一官舎 銀座三、九五三)

文部大臣 松 浦 鎮 次 郎 (總町、永田、一ノ一官舎 銀座二、九四六)

農林大臣 島 田 俊 雄 (總町、永田、二ノ二官舎 銀座〇、〇九七)

商工大臣 藤 原 銀 次 郎 (總町、一番、一二官舎 九段二、四二六)

逓信大臣 勝 正 憲 (總町、九段、四ノ八官舎 九段〇、〇〇一)

鐵道大臣 松 野 鶴 平 (總町、永田、一ノ一七官舎 銀座二、一〇一)

拓務大臣 小 磯 國 昭 (芝、三田功進、一官舎 三田〇、五五〇)

厚生大臣 吉 田 茂 (麻布、廣尾、一四官舎 三田〇、一三〇)

貴族院議長 伯爵 松 平 賴 壽 (總町、日比谷公園、三官舎 銀座三、〇二〇)

衆議院議長 伯爵 小 山 松 壽 (總町、霞ヶ關 官舎 銀座〇、二三〇)

男爵 荒 木 貞 夫 (内閣參議、陸軍大將、
濹谷、幡ヶ谷木、一ノ六三 四谷〇、〇九七)

中 村 良 三 (内閣參議、海軍大將、
横浜市、鶴見東寺尾、一、五五九 鶴見三、〇六七)

町 田 忠 治 (政務總裁、内閣參議、
牛込、南橋、七三 牛込二、五〇六)

中 島 知 久 平 (政務總裁、衆議院議員、
牛込、市ヶ谷加賀、一ノ二 牛込五、二九三)

久 原 房 之 助 (政務總裁、内閣參議、
芝、白金今里、一八 高輪〇、九八〇)

伯爵 有 馬 賴 寧 (貴族院議員、
杉並、關根、七一 中野六、六〇〇)

理事長
井上 幾太郎 (帝國在郷軍人會會長、陸軍大將、中野七、三三四)
今泉 定助 (神宮奉齋會會長、小石川、賀織、二三七、大塚一、〇三七)
子爵 岡部 景景 (貴族院議員、赤坂、丹後、一〇、赤坂三、八〇八)
小倉 正恒 (貴族院議員、大阪府、住吉、相生通、一ノ二四、戎一、三〇五)
平賀 謙 (東京帝國大學總長、海軍造船中將、工學博士、世田谷、玉川、田圃、布、二ノ六九八、荏原七、一八〇)
小泉 信三 (慶應義塾大學總長、經濟學博士、品川、北品川、三ノ三二三、大崎三、四九三)
田中 穂積 (早稻田大學總長、貴族院議員、牛込、辨天、一七〇、牛込〇、九八八)
筑紫 熊七 (陸軍中將、杉並、和泉、三五八、松澤三、四一三)
徳富 猪一郎 (貴族院議員、帝國學士院會員、大森、山王、一ノ二八三二、大森三、三七三)
八田 嘉明 (貴族院議員、日本商工會議所會頭、本郷、駒込、上宮、七三、大塚五、四五〇)
松井 茂 (貴族院議員、法學博士、品川、大井、鹿島、三、一四一、大森八、六九〇)
結城 豊太郎 (貴族院議員、日本銀行總裁、麻布、永坂、六一、赤坂〇、八二五)

理事
堀切 善次郎 (小石川、高田老松、二七、牛込五、八六五)
大坪 保雄 (澁谷、常盤松、五三、青山三、〇五七)
熊谷 憲一 (杉並、井荻、一ノ八三、荻窪五、〇二五)
大野 茂雄 (麩町、霞ヶ關、一ノ二、銀座一、九五〇)
大野 龍太 (麩町、九段、三ノ四、九段一、四三五)
阿南 惟幾 (麩町、永田、一ノ二〇、銀座二、二五六)
住山 徳太郎 (赤坂、雲南坂、一七、赤坂一、二九〇)
赤間 信義 (豊島、駒込、五ノ九八一、大塚六、〇一五)
荷見 信安 (品川、西品川、三ノ八六二、大崎〇、二四〇)
岸 信介 (中野、千光前、一四、中野四、〇三九)
兒玉 政介 (澁谷、幡ヶ谷本、三ノ三六七、四谷七、八八一)
加藤 綱一 (澁谷、代々木、富ヶ谷、一、四五六、由里、二、四〇〇)
堤 康次郎 (品川、上大崎、中丸、四〇五、大崎一、一〇四)

常任理事
内閣情報部長
内務次官
大藏次官
陸軍次官
海軍次官
文部次官
農林次官
商工次官
厚生次官
衆議院議員



同
同
同盟通信社社長
大日本青年團常任理事
帝國在郷軍人會副會長
產業組合中央會副會頭
貴族院議員
全國產業團體聯合會
常務理事
貴族院議員

中井 一夫 (牛込、市ヶ谷左内、八
西 方利馬 (赤坂、臺、二四
古 野伊之助 (澁谷、幡ヶ谷原、八八二
栗 原美能留 (世田ヶ谷、經堂、五七五
小 泉 六 一 (世田ヶ谷、松原、三ノ九六二
千 石興太郎 (豊島、雜司ヶ谷、一ノ六二
膳 桂之助 (澁谷、戸塚、三ノ一三六
堀 切善次郎 (小石川、高田老松、二七
大 坪保雄 (澁谷、常盤松、五三

参 與

内閣書記官長
法制局長官
企畫院總裁
企畫院次長
對滿事務局次長
興亞院總務長官

石 渡 莊太郎 (麹町、永田、二ノ一官舎
廣 瀬 久 忠 (澁谷、綠岡、一六
竹 内 可 吉 (芝、三田功運、三九
植 村 甲午郎 (澁谷、千駄ヶ谷、三ノ四九六
荒 川 昌 二 (赤坂、青山南、六ノ一四七
柳 川 平 助 (澁谷、千駄ヶ谷、五ノ九一一

興亞院政務部長
外務政務次官
外務次官
外務參與官
外務省東亞局長
内務政務次官
内務參與官
内務省神社局長
内務省地方局長
内務省警保局長
大藏政務次官
大藏參與官
大藏省國庫長
陸軍政務次官
陸軍參與官

鈴 木 貞 一 (澁谷、美竹、五
小 山 谷 藏 (本郷、向ヶ岡彌生、三
谷 正 之 (小石川、水道、八
小 高 長 三 郎 (大森、入新井、四ノ二四
堀 内 干 城 (中野、東郷、三
鶴 見 祐 輔 (麻布、櫻田、三八
青 山 憲 三 (芝、君塚、二〇
飯 沼 一 省 (澁谷、下落合、二ノ八二一
挾 間 茂 (牛込、藥王寺、四五
山 崎 巖 (麹町、集、一三
木 村 正 義 (豊島、目白、四ノ四三
松 田 正 一 (中野、上、三三
木 内 四 郎 (麹町、九段、三ノ四ノ一
三 好 英 之 (大森、北千束、七九六
宮 崎 一 (浦和市、一六四

陸軍省軍務局長 武藤 章 (龜町、一番、二五ノ四 九段三、一三七)

海軍政務次官 松山 常次郎 (澁谷、千駄ヶ谷、五ノ八三五 四谷七、六一〇)

海軍參與官 小山 邦太郎 (四谷、愛住、七九 四谷七、七七四)

海軍省軍務局長 阿部 勝雄 (赤坂、表、四ノ一 赤坂三、三三六)

司法政務次官 星 島二郎 (小石川、茗荷谷、五五 大塚六、〇一〇)

司法次官 三宅 正太郎 (麻布、本村、四四 三田二、二〇二)

司法參與官 高木 正得 (赤坂、青山高樹、一四 青山〇、三八一)

司法省刑事局長 黒川 涉 (品川、五反田、五ノ六〇 大崎二、五六九)

文部政務次官 舟橋 清賢 (大森、上池上、一、〇四五 花原五、六三〇)

文部參與官 仲井 間宗一 (麴町、平河、二ノ六ノ八 九段三、九三〇)

文部省社會教育局長 中 田 重之 (麴町、平河、一ノ三 九段三、一〇一)

文部省教學局長 菊池 豊三郎 (中野、櫻山、二一 中野七、二二一)

農林政務次官 岡田 喜久治 (大森、南千束、二二二 花原四、三〇〇)

農林參與官 松木 弘 (中野、鷺宮、二ノ七八二 荻窪四、〇二〇)

農林省經濟更生部長 周 東英雄 (大森、馬込西、四ノ二、八四〇 大森五、九九五)

農林省臨時農
村對策部長 重 政 誠之 (小石川、雜司ヶ谷、九八 牛込五、七一〇)

商工政務次官 加藤 鍊五郎 (澁橋、下落合、一ノ三六七 大塚二、九六二)

商工參與官 喜多 壯一郎 (澁橋、戸塚、一ノ三五〇 牛込六、九五〇)

商工省總務局長心得 椎 名 悦三郎 (赤坂、青山高樹、三ノ一五 青山五、〇五六)

商工省物價局長 新 倉 利廣 (澁野川、西ヶ原、六四 駒込〇、一八五)

逓信政務次官 武 知 勇記 (澁橋、西大久保、一ノ五〇ノ二 四谷五、三七四)

逓信參與官 大 和 田 梯二 (麴町、永田、二ノ六七 銀座〇、〇三三)

逓信省電務局長 藤 生 安太郎 (目黒、清水、三三七 花原三、七八〇)

鐵道政務次官 田 村 謙治郎 (品川、南品川、六ノ一、四二六 高輪〇、〇〇八)

鐵道參與官 宮 澤 裕 (大森、新井宿、一ノ二、三三二 大森二、二六五)

鐵道省運輸局長 喜 安 健次郎 (品川、大井鹿島、三、〇五一 大森三、〇三三)

鐵道省運輸局長 大 島 寅吉 (本所、向島州崎、一五八 隅田一、〇〇五)

拓務政務次官 長 崎 惣之助 (赤坂、青山高樹、二四 青山七、六七〇)

拓務參與官 松 岡 俊三 (澁谷、原宿、二ノ一七〇 青山八、二八〇)

拓務次官 田 中 武雄 (牛込、矢來、二八 牛込七、三七三)

拓務參與官男爵加藤成之 (龜町、二番、三ノ三 九段〇、四三五)
 拓務省管理局長 副島勝 (澁谷、金王、三五 青山〇、七六八)
 厚生政務次官 一松定吉 (四谷、仲、二ノ八 四谷七、二二〇)
 厚生參與官 飯村五郎 (澁野川、田端、八五 駒込二、八一〇)
 厚生省社會局長 新居善太郎 (澁谷、宇田川、一四 澁谷三、六七六)
 厚生省労働局長 藤原孝夫 (澁谷、幡ヶ谷笹塚、一、二四〇 四谷二、一一〇)
 軍事保護院副總裁 三島誠也 (麻布、材木、三三 赤坂三、五五二)
 貴族院議員 子爵加藤泰通 (澁谷、篠田、一ノ四 青山四、一一〇)
 同 子爵河瀬眞 (荏原、戸越、一〇〇 荏原六、八三〇)
 同 男爵山川建 (澁谷、羽澤、七七 青山六、八五〇)
 衆議院議員 津雲國利 (龜町、富士見、三ノ一ノ八 九段一、六一〇)
 同 土倉宗明 (牛込、納戸、四〇 牛込四、三二六)
 同 豐田豐吉 (中野、上高田、一ノ三七 中野五、一四六)
 同 中野邦一 (目黒、上目黒、五ノ二、四五〇 澁谷二、二三〇)
 同 濱野徹太郎 (澁谷、代々木初臺、五〇一 四谷一、一五一)

同 船田中 (赤坂、青山南、五ノ三三 青山一、六九九)
 同 増永元也 (澁谷、代々木山谷、一三四 四谷五、〇六二)
 同 眞鍋儀十 (深川、住吉、二ノ二七 本所二、三〇〇)
 同 三輪壽壯 (中野、住吉、三 中野五、三三四)
 同 守屋榮夫 (澁野川、西ヶ原、七四 駒込一、〇五一)
 東京府知事 岡田周造 (淀橋、下落合、一ノ四一七 大塚五、五七〇)
 東京市長 大久保留次郎 (四谷、右京、二九 四谷五、三二二)
 同盟通信社編輯局長 松本重治 (京橋、銀座西、七ノ一同盟通信社銀座二、一二二)
 東京朝日新聞社編輯局長 美土路昌一 (龜町、有樂、東京朝日新聞社 九ノ内〇、一三一)
 東京日日新聞社編輯主幹 高田元三郎 (龜町、有樂、東京日日新聞社 九ノ内〇、三二二)
 讀賣新聞社編輯局長 柴田勝衛 (京橋、銀座西、三ノ一、讀賣新聞社 京橋一、一一二)
 報知新聞社編輯局長 後藤喜間太 (龜町、有樂、一ノ一三、報知新聞社 九ノ内〇、五五二)
 國民新聞社編輯局長 唐島基智三 (京橋、銀座西、七ノ二、國民新聞社 銀座五、五五二)
 中外商業新報社編輯局長 小汀利得 (日本橋、茅場、二ノ一六、中外商業新報社 茅場一、五五二)
 泰新新聞社編輯局長 渡部英夫 (龜町、内幸、二ノ一〇、都新聞社 銀座三、一〇二)

大日本雄辯會講談社 取締役 淵田 忠良 (小石川、香羽、三ノ一九六、大日本雄辯會講談社 (牛込五、三〇〇))

主婦之友社 社長 石川 武美 (神田、駿ヶ塚、一ノ六、主婦之友社 神田三、四八七)

博文館 社長 大橋 進一 (日本橋、本、三ノ八、博文館 日本橋一、三〇一)

中央公論社 社長 島中 雄作 (麹町、丸ノ内、九ビル、中央公論社丸ノ内〇、五三五)

新潮社 社長 藤義亮 (牛込、矢來、七一、新潮社 牛込〇、八〇五)

全國町村長協會 長 岡崎 勉 (芝、西久保巴、三五、全國町村長會 芝一、九三〇)

全國市長會 專務理事 阿南 常一 (麹町、霞ヶ關、内務省、全國市長會 銀座五、六一)

大日本警防協會 理事 石田 馨 (芝、西久保明舟、一八、大日本警防協會 芝三、五三〇)

全國神職會 常務理事 三宮 千春 (澁谷、若木、一一、全國神職會 青山〇、六一)

中央報德會 常務理事 中川 望 (麹町、霞ヶ關、内務省、中央報德會 銀座二、五七八)

全國手形交換所聯合會 常務理事 中村 忠彰 (日本橋、本石、三ノ八、全國手形交換所聯合會 日本橋五、〇一一)

全國貯蓄銀行協會 常任理事 澁澤 敬三 (麹町、丸ノ内、一ノ八ノ一、全國貯蓄銀行協會 丸ノ内一、二三一)

愛國婦人會 會長 水野 萬壽子 (麹町、九段、一ノ五、愛國婦人會 九段〇、〇二五)

大日本國防婦人會 會長 武藤 能婦子 (牛込、若松、一〇、大日本國防婦人會 牛込四、〇一一)

大日本辯護士會聯合會 常務理事 猪股 淇清 (麹町、霞ヶ關、一ノ一、大日本辯護士會聯合會 銀座一、一一四)

帝國教育會 專務理事 武部 欽一 (神田、一ツ橋、教育會館内、帝國教育會 九段四、一五一)

大日本聯合女子青年團 理事長 吉岡 彌生 (芝、芝公園、一二號、大日本聯合女子青年團 芝三、四八八)

大日本聯合婦人會 會長 三條 西信子 (芝、芝公園、一二號、大日本聯合婦人會 芝二、三五六)

中央教化團體聯合會 常務理事 河原 春作 (澁谷、糠田、一ノ一三、中央教化團體聯合會 青山一、八一九)

壯年團中央協會 常任理事 後藤 隆之助 (麹町、丸ノ内、三邊仲六號館、三〇號、壯年團中央協會 丸ノ内四、〇三八)

修養團 團主 藤沼 門三 (澁谷、千駄ヶ谷、四ノ六六八、修養團 青山三、三二五)

神道教派聯合會 代表伯爵 佐野 常羽 (豊島、駒込、六ノ八七五、神道教派聯合會 大塚五、四四一)

佛教聯合會 理事 朝倉 曉瑞 (芝、芝公園八號地、佛教聯合會 芝一、五四七)

日本基督教聯盟會 會長 阿部 義宗 (神田、錦、一ノ六、日本基督教聯盟會 神田一、七二一)

農業報國聯盟 理事 佐藤 寛次 (麹町、大手、農林省、農業報國聯盟 丸ノ内二、二八五)

帝國農會 會長 山田 敏次 (麹町、丸ノ内、三ノ一、帝國農會 丸ノ内三、九三〇)

全國漁業組合聯合會 會長 高草 美代藏 (赤坂、溜池、一、三會堂、全國漁業組合聯合會 赤坂五、三七五)

日本中央蠶絲會 副會長 岡本英太郎 (龜町、有樂、一ノ七、蠶絲會館、日本中央蠶絲會 九ノ内五、二五六)

日本商工會 副理事長 桑原幹根 (龜町、九ノ内、三ノ一四、日本商工會 九ノ内〇、〇三五)

日本經濟聯盟會 常任理事 高島誠一 (龜町、九ノ内、日本工業俱樂部内、日本經濟聯盟會 九ノ内三、六三二)

商業組合中央會 會長 鶴見左吉雄 (日本橋、兜、一ノ八、東株ビル、商業組合中央會 茅場〇、四八二)

工業組合中央會 理事 佐野卓男 (日本橋、兜、一ノ八、東株ビル、工業組合中央會 茅場二、四三六)

日本放送協會 業務局長 關正雄 (龜町、内寺、二ノ二、日本放送協會 銀座七、七五一)

海上國民精神總動員聯盟會 會長 村田省藏 (神戸市、神戸、海邦通、海上國民精神總動員聯盟會 三宮〇、六〇三)

日本醫師會 會長 北島多一 (神戸、駿河臺、二ノ五、日本醫師會 神田二、一〇一)

日本齒科醫師會 會長 長血脇守之助 (神戸、小川、一ノ三、小川ビル、日本齒科醫師會 神田二、四六六)

日本藥劑師會 會長 長河合龜太郎 (京橋、銀座、六ノ四、交詢ビル、日本藥劑師會 銀座一、九九三)

中央社會事業協會 理事 長 赤木朝治 (龜町、霞ヶ關、三ノ三、同潤會館、銀座一、七九六)

產業報國聯盟 理事長 河原田稼吉 (芝、芝公園、六號、產業報國聯盟 芝一、一三一)

中央融和事業協會 常務理事 小山三郎 (龜町、霞ヶ關、三ノ三、同潤會館、銀座一、一四八)

中央協和會 理事長 關屋貞三郎 (龜町、九ノ内、厚生省内、中央協和會 九ノ内〇、二一一)

恩賜財團 軍人授護會 理事 長 館哲二 (牛込、原、三ノ八、軍人授護會 牛込一、七〇二)

大日本傷殘軍人會 副會長 和波豐一 (神田、一ツ橋、教育會館、大日本傷殘軍人會 九段四、八三〇)

青木得三 (澁谷、千駄ヶ谷、一ノ五六二 青山一、八〇五)

市川房枝 (四谷、尾張、五 四谷七、〇七四)

井上秀子 (日本女子大學校長、豊島、目白、三ノ三、五五三 大塚三、六一七)

入江種矩 (四谷、永住、二 四谷四、五二九)

加藤完治 (日本國民高等學校長、茨城縣東茨城郡下中妻村小林)

鹿子木員信 (文學博士、鎌倉市、淨明寺、六四七)

河崎なつ (龜町、一番、一七ノ一 九段四、七七二)

菊池武夫 (陸軍中將、豊島、巢鴨、五ノ一、一五二 大塚二、〇三三)

葛生脩吉 (澁谷、青葉、五 青山一、一六七)

小泉親彦 (醫學博士、陸軍軍醫中將、從橋、西落合、一ノ一六五 大塚二、六八〇)



各道府縣代表

- | | | | | | | |
|---|------------------|------------|--------------------|---------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 未 | 丸山鶴 | 松井春生 | 田澤義鋪 | 竹内茂代 | 下村宏 | 香坂昌康 |
| 定 | 吉 | 生 | 鋪 | 代 | 宏 | 康 |
| | 貴族院議員(澁谷、大和田、九六) | (麻布、笈、一七六) | 貴族院議員(澁橋、百人、三ノ二八五) | 醫學博士(四谷、三光、一四谷、四六〇) | 貴族院議員、法學博士、大日本體育協會會長(大森、田園調布三ノ二二) | (杉並、松庵北、一一八 荻窪三、六五四) |
| | 澁谷二、〇二二 | 赤坂二、五一九 | 四谷〇、三四五 | | | |

國民精神總動員本部事務局職員 (昭和一五・五・四現在)

總長 堀切善次郎

諮議 内務省地方局長 挾間茂

同 内閣情報部長 熊谷憲一

次長 大坪保雄

總務部

部長 秘書課長 幹事 增

文書課長 主事 宇野正志

經理課長(事務取扱) 幹事 澁田辰平

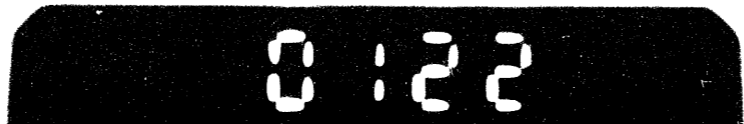
調査部

部長 調査課長 幹事 村重臣

企畫課長(事務取扱) 幹事 多田野重臣

資料課長(兼) 主事 多田勳生

地方部



精動指導者錬成所職員 (昭和一五・五・四現在)

所長 中村 馨
 幹事 古川 勝
 指導主事 海後 雄
 指導 石垣 明
 同 岩崎 郎
 同 柳本 郎
 同 垣本 郎
 同 垣本 郎
 同 垣本 郎

連絡部 部長 柴田 五郎
 地方課長 幹事(内務書記官) 柴田 達夫
 都市課長 幹事 伊藤 博
 部長 高野 一三
 連絡課長 主幹 山野 弘一
 團體課長(事務取扱) 幹事 高山 三三
 部長 小松 東三
 事業課長(事務取扱) 嘱託 黒田 力三
 宣傳課長(事務取扱) 幹事 小松 東三
 出版課長(事務取扱) 幹事 小松 東三
 幹事(内閣情報部書記官) 田中 榮一郎
 同(同) 片岡 清一郎
 同(内閣情報部情報官) 彌富 元三郎

I-0719



昭和十五年五月十四日印刷
昭和十五年五月十五日發行

國民精神總動員本部要覽

編輯 國民精神總動員本部

發行者 東京市麹町區霞ヶ關三ノ一
舊衆議院內 小松東三郎

印刷者 東京市神田區錦町三ノ八
菅生定祥

發行所 東京市麹町區霞ヶ關三ノ一(舊衆議院內)
國民精神總動員本部

電話銀座(57) 三三八
六二八 四四四
七二九 四五四
振替口座東京 一四四七五番

I-0719



電信課長

大臣
次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文報 調查 人事 儀典 文書 會計 會社 秘書官

寫送先

昭和15 五三七九〇 略 青島 四月三十日後發 亞

本省 三十日後着

有田外務大臣 加藤總領事

第一八五號

客年十二月三十日附亞三機密合第一四一六號貴信ニ關シ

今回内地ニ於テハ精動機構ノ改正強化ヲ見タル趣ナルカ兎角緊張ヲ
缺キ動モスレハ精動ヲ他所事ニ考ヘ勝チナル在支邦人ニ對シ此ノ際
精動ノ徹底ニ依リ戰時體制ノ強化ヲ圖ルコト緊要ト存シ種々計畫ヲ
建テ之ヲ實行ニ移シツツアル處

一、本運動ハ内地ト事變地及事變地ニ重要都市相互間ノ聯絡ヲ今少
シク緊密ナラシムル方效果的ナルヤニ思考セラルルニ付南京及北

分類 I-15.1.8

外務省

2

京公使館ニ在支精動ノ中心機關ヲ設クルト共ニ隨時各總領事ヲ内
地ニ出張セシメテ銃後ノ生活等ニ付認識ヲ深メシメ
三在留邦人ノ時局認識徹底ノ爲講演會ヲ催ス等其ノ他精動ニ必要ナ
ル經費ヲ各公館ニ配布スル等此ノ際在支精動ノ強化實現化御配慮
ヲ請フ
北京、南京大使、在支各總領事へ轉電セリ

外務省

I-0719

0:25

文書課長

文書課發送 昭和拾五年五月卅壹日發送済

淨書

正校(原稿)

(淨書)

別紙

主 任 人事課長 李

人 普 機 密 第

號 昭和十五年五月卅一日附 附屬

昭和拾五年五月卅壹日

受 信 人 各 部 長

信 人 名 岩 次 友

名 件 各 課 長

名 件 録 記 國民思想調査會の調査手帳

六月一日 昭和十五年五月卅一日 開元件

明六日 昭和十五年五月卅一日 付キ 先般精神誌

郵負 郵負 郵負 郵負 郵負 郵負 郵負 郵負 郵負 郵負

(分類 工務人)

急

主信	150
附 甲	
乙	
丙	
丁	
備考	

午前八時~~乃至~~八時半迄 昼~~迄~~ 午後一時~~乃至~~二時~~迄~~

別紙「機密書類保管措置方法」中封~~二~~封~~一~~迄

及机上、机中、机外~~ヲ~~實行スルニトテ取為ク

右貴局、部、課、係、全、名、ニ、漏、レ、テ、ウ、知、ル、方、所

不、至、相、知、ス。

別紙「機密書類保管措置方法」一部

宛 附 下

公 信 案 外 務 省

31 126

I-0719

0:26

御参考

Handwritten signature or mark

名件
于伊勢神宮
皇大神宮御親拜ノ時刻ヲ期シ
全國國民一齊ニ各々其
於テ決定セリ

發信 國民精神總動員本部會長 米内光政

受信 道府縣廳內

國民精神總動員道府縣本部會長宛

電文 (至急)

分類I4.5.1.8

天皇陛下「六月十日伊勢神宮御親拜ノ時刻ヲ期シ全國國民一齊ニ各々其ノ在處ニ於テ伊勢神宮ヲ遙拜スルコトニ本日次官會議及本部理事會ニ於テ決定セリ」御親拜ノ時刻ハ「外宮」午前十一時十二分「内宮」午後一時五十四分ノ御豫定ニ付新聞、ラヂオ等ニヨリ至急一般ニ徹底方御配意ノ上、サイレシ鐘其ノ他ノ方法ニヨリ一齊ニ實施致ス様御盡力ヲ乞フ」尙本件ニ付テハ別ニ公文ヲ發セラレズ爲念」

天皇陛下豐受大神宮・皇大神宮御親拜ノ時刻ヲ期シ全國國民遙拜ヲ行フ件

六月十日 天皇陛下豐受大神宮・皇大神宮御親拜ノ時刻ヲ期シ全國國民各々在處ニ於テ遙拜ヲ行フコト

豐受大神宮御親拜豫定時刻午前十一時十二分

皇大神宮御親拜豫定時刻午後一時五十四分

尙御親拜時間ニハラヂオ、サイレシ、鐘等ヲ用ヒ適當ナル周知方法ヲ講ズルコト

一、今回ノ神宮竝山陵御親拜ノ眞意義ヲ國民ノ間ニ徹底セシムルタメラヂオ放送、新聞發表等ノ方法ヲ講ズルコト

I-0719

0:27

天皇陛下豐受大神宮・皇大神宮御親拜ノ時刻ヲ期シ全國民遙拜ヲ行フ件

一、六月十日 天皇陛下豐受大神宮・皇大神宮御親拜ノ時刻ヲ期シ全國民各々在處ニ於テ遙拜ヲ行フコト

豐受大神宮御親拜豫定時刻午前十一時十二分
皇大神宮御親拜豫定時刻午後一時五十四分

尙御親拜時間ニハラゾオ、サイレン、鐘等ヲ用ヒ適當ナル周知方法ヲ講ズルコト

一、今回ノ神宮竝山陵御親拜ノ眞意義ヲ國民ノ間ニ徹底セシムルタメラゾオ放送、新聞發表等ノ方法ヲ講ズルコト

文書部長

拜啓 陳者來ル六月二十日(木)正午ヨリ(全二時迄)本部會議室ニ於テ左記ニ關シ官廳連絡打合會開催可致候條御繰合セ御出席被成下度此段御通知申上候

昭和十五年六月十七日

國民精神總動員本部理事長 堀 切 善次郎

敬具

東京局

昌谷 忠 殿

一、支那事變三周年記念日ニ關スル件
二百二十億貯蓄強調週間ニ關スル件

米増

出納

第八八號

昭和十五年六月二十日

支店
111
112

國民精神總動員本部理事長 堀 切 善次郎



外務官 谷 正之 殿

中元贈答廢止方徹底ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ從來共之ガ勵行方ニ關シ格段ナル御配意相煩シツ
ツ有之候處現下ノ時局ニ處シ戰時下ニ於ケル國民生活ヲ刷新シテ一層
之ガ徹底ニ努ムルハ洵ニ緊要ナルコトト被存候ニ就テハ更ニ一段ノ御
協力相煩度



I-0719

0129

外務大臣官舎正之殿
至急

I-0719

0130

國民精神總動員本部

(略稱)精動本部 (電略セイドウ)
東京市麹町區霞ヶ關三ノ一(舊衆議院跡)
電話總機三八四四三(八四五六二四九六七二)
總機口座東京一四四七五番

I-0719

0131

I-0719

八時ニ登壇シ(高等官モ必ク又出勤符ニ捺印スルコト)夫々勤務上一ヶ月ノ大計ヲ樹テ御奉公ニ就テ必要ナル準備ヲ為スニト
ト致シ右キ局部課全員ニ漏レナク実行ノ方指示達有テ申渡シ

日本標準規格B5

發信用執務用	分類 I-4518	次官
主信 附甲 乙丙 丁 備考		
公文書案	受信人名	主官
	七月一日學亞奉公日ニ関スル件	主官 人事課長 吉
	来ル七月一日ノ學亞奉公日ニハ國民精神總動員委員會ノ決定ノ趣旨ニ鑑ミ全者員午前	普通密 第 號 昭和昭和五年六月廿七日附 附屬
		淨書 昭和十五年六月廿七日起草
		正校(原稿) 谷 (淨書)
		發信人名 谷次友
		記錄記 國民同志會善導會及団体

27 53

0:32

公文書案

一層之が徹底を望むハ詢ニ緊要ト見テ被

時局ニ處テ下ニ於テ民生生活ヲ刷新ニテ

閣ニ格段ト御注意相賜ニソコ有テ現下ノ

中元贈答廢止方ニ閣下ニ強索共之が御方ニ

ke

上方左記ノ如申越スル旨貴部御課各員ハ

御知方御取計相成

公文書案

外務省

發信用	執務用
主信	100
附屬	甲 乙 丙 丁
備考	

分類 I 4.5.18

公文書案	外務省
名件	中元贈答廢止方ニ閣下ノ件
名信	若林、部、課、長
名發	若林、部、課、長
名件録記	口頭懇請等相成及団体干渉無
管主	文書課發送 昭和十五年七月參日 發送済 淨書 正校(原稿) 昭和十五年七月一日起草
普通密	第 號 昭 鶴和拾伍年七月參日 日附 附屬

文書課長

文書課發送 昭和十五年七月參日 發送済 淨書 正校(原稿) 昭和十五年七月一日起草

管主 任主

普通密 第 號 昭 鶴和拾伍年七月參日 日附 附屬

名件 中元贈答廢止方ニ閣下ノ件

名信 若林、部、課、長

名發 若林、部、課、長

名件録記 口頭懇請等相成及団体干渉無

公文書案 外務省

(13.6 4)

3 39

I-0719

0133

分類 I.A.5.1.8

次官 3

防衛發第二五四號

思想防衛懇談會ニ關スル件照會

昭和五年七月五日

陸軍省兵務局長石本實



外務省文書課長 昌谷 忠殿

國際情勢ノ紛糾化ト事變下國內思想ノ動向トニ鑑ミ之カ思想防衛ニ
關シ御高見拜聽致度ニ付別紙計畫ニ基キ關係課長ヲ會同セシメラレ
度照會ス

追テ會同者氏名ヲ來ル七月八日迄ニ御通知相煩度

記録件名 國民兄弟會善後會及
關係課長

記録

陸軍省

公 信 案

外 務 省

格ハ 紙上ノ要ニ 一段ノ脚力相賜ル

I-0719

0134

一、目的
思想防衛懇談會開催ニ關スル件

國內國際情勢ノ紛糾化キ伴フ國內一般思想ノ防衛ニ關シ取敢ヘス
各自主務者間ニ緊密ナル觀念的及事務的連絡ヲ強化セムコトヲ期ス

二、主催

陸軍省兵務局

三、會同者

各省關係課長トス其ノ内詳左ノ如シ

海軍省	一名
大藏省	一名
司法省	四名
內務省	五名
文部省	一名
拓務省	一名
內閣情報部	一名
外務省	一名
厚生省	一名
企業院	一名

四、時日
七月十日午後三時ヨリ約三時間

五、場所
借行社

六、實施要領
懇談會トス



防衛省第二五七號

思想懇談會ニ關スル件 照牒

昭和十五年七月九日

陸軍省兵務局長石本寅三



外務省文書課長 昌谷忠殿

思想ニ關スル所管事務ニ關シ

各省ニ證明ヲ要スル事項

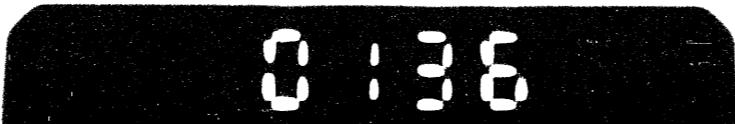
協力ヲ求ムベキ事項

連絡ヲ要スル事項

等ニ關シ豫メ準備相煩度

參考迄ニ該部ノ一編ヲ内部送付ス

I-0719



思想懇談會ニ於ケル議題ノ一端

1. 體型思想ト民心ノ動向トノ關聯觀察
 2. 經濟界ノ自治運動ト產業組合ニ對スル思想的批判
 3. 現在宗教ノ反國體性ト思想的影響判斷
 4. 既成政黨の新黨ニ對スル思想的觀察
 5. 現下國內思想ノ綜合觀察
- イ、特色
- ロ、思想分野ノ區分
 - ハ、思想分野ノ移行過程並ニ各思想分野内ニ於ケル移行過程
 - ニ、各種思想ヲ決定シタリト見ルヘキ基礎的事實
 - ホ、外國並ニ大戦ノ我國ニ及ボシタル思想的影響

6. 思想機關ニ關スル意見

- イ、機關ノ必要性
- ロ、機關ノ取敢ヘスノ任務及將來發達ノ方向
- ハ、機關ニ關スル意見

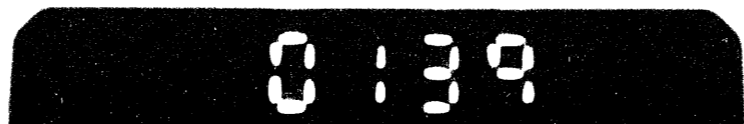
陸軍省			憲兵司令部			内閣情報部	厚生省	文部省	企画院	大藏省	拓務省	海軍省	外務省	内務省			司法省			所	思想懇談會出席者人名表																												
			防衛課員	防衛課長	兵務局長	憲兵少佐	書記官	勞政課長	敎學局思想課長	第二部	書記官	警務課長	法務局法務官	人事課長	保安課首席事務官	外事課長	經濟保安課長	圖書課長	保安課長	東京地方裁判所檢察		大審院檢察	第二課長	第六課長	所屬	氏名																							
大井	大森	大坪	本郷	渡部	石本	緒方	田中	北村	吉田	鈴木	秋元	中野	由布	門脇	佐藤	大島	赤羽	福本	中村	平野	戸川	萩野	太田		大井少佐	大森少佐	大坪少佐	本郷中佐	渡部大佐	石本少將	緒方	田中榮一	北村隆	吉田孝一	鈴木調査官	秋元順朝	中野勝次	由布喜久雄	門脇季光	佐藤獎三	大島弘夫	赤羽稜	福本柳一	中村敏之進	平野利	戸川重雄	萩野益三郎	太田耐造	

I-0719

0:38

陸軍省		憲兵司令部		自衛隊司令部		厚生省		文部省		企畫院		大藏省		拓務省		海軍省		外務省		内務省		司法省		所屬		思想懇談會出席者人名表
																										安成
																										大井
																										太森
																										大坪
																										本郷
																										渡部
																										石本
																										緒方
																										増岡
																										田中
																										北村
																										吉田
																										鈴木
																										秋元
																										中野
																										由布
																										鹿岡
																										門脇
																										佐藤
																										大島
																										赤羽
																										福本
																										中村
																										平野
																										萩野
																										太田
																										耐造
																										萩野
																										益三郎

I-0719



照合票

原簿第 五七 號

記 録
件 名 體育並運動競技関係雜件

昭和十五年七月十二日

發信者

厚生省
文部省

受信者 外務省

件 名

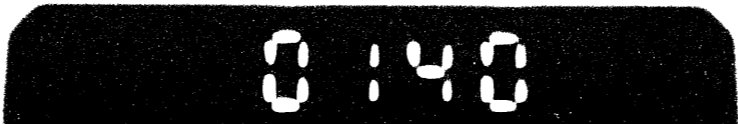
國民心身鍛鍊運動ニ関スル件

原書ハ左記ニ在リ

記

工門ノ類ノ項ノ目 2 號

(分類 I 4.5.1.8)



體トヲ鍛煉シテ新東亞建設ノ國民的素
 魄ヲ昂揚セメントスルニ趣旨アリ
 實踐運動ヲ実施スル
 右ノ國民體力ノ向上ヲ圖ルニ於テ誠ニ本業
 ノ一トシテ努力スル者有テ格入ノ毎月一課ノ針
 二課ノ重點ヲ體操ニ置キ下上ノ階級ヲ除
 テ者ハ於テ實施中ノ体操ノ令ニ未ダ
 參加ナキハ一日ノ朝禮奉拜日ヲ體操トシテ

日本標準規格B5

主在 附 屬 備考	分類 I-4.5.1.8	大正 文書	主 管 人 文書課長 昭和十五年七月三日	主 任 主 文書課長 昭和十五年七月三日	淨書	正校 (原稿) (淨書)
公文案	件名 八月、朝禮奉拜日ノ國民心身鍛煉運動	受信人 各部課長	普通密 第一	號 昭和十五年七月三十日附 附屬	名人信發 松宮斗野治名心得 國民心身善導普及及 団体関係條件	名人信發 松宮斗野治名心得
外務省	運動ヲ促進スルニ 旺盛ナル精神力ト剛健 心身					

(136.4)

30-144

I-0719

0141

體トヲ 鍛成シテ 新東亞建設ノ 國民的素
 魄ヲ 昂揚セシメントスニ 趣旨ニテ 一身鍛
 實踐運動ニ 乗出スルニ 既ニ 御承知ノ 由ト爲
 右ノ 國民體力ノ 向上ヲ 圖ルニ 於テ 誠ニ 必要
 ノ 事トシテ 之ヲ 行ハルニ 當リ 於テ 八月
 (八月八日) 重點ヲ 體操ニ 置キ 不
 手者内ニ 於テ 實施中ノ 体操ノ 令ニ 未ダ
 參照ノ 事ナラズ 日ノ 興亞奉告日ヲ 契機トシテ
 外務省

日本標準規格B5

發信用 執務用 分類 I 4.5.1.8
 主信 甲 乙 丙 丁 備考
 本信照合並挿入
 文書課長
 文書課發着昭和十五年七月廿日 發着
 淨書 正校(原稿) (淨書)
 昭和十五年七月廿日 起草
 主 人事課長 (印) 任主 (印)
 普通密 第 號 昭和十五年七月 30 日附 附屬
 受 信 人 名 各部課長
 件 名 八月、興亞奉告日ト國民一身鍛鍊運動
 名ニ 関スル 件
 件 名 松宮外務次官ノ 御
 名人信發 國民忠告善導會化及
 國体罪名條件
 件 名 一身鍛鍊運動期間トニ 關
 身鍛鍊運動 期間トニ 關
 件 名 精神力ト剛健ト身
 件 名 學堂文部 兩省並唱ノ 下
 八月 日多 三十日
 公 信 案 外 務 省
 (136. 4)

30-144

I-0719

0:42

公
信
案

外
務
省

参考也
 又署中
 身ノ銀鑄ニ
 工部省
 右貴部
 力相
 参考也
 又署中
 身ノ銀鑄ニ
 工部省
 右貴部
 力相

(日本標準規格 B5)

I-0719

0143

厚生省發體第五七號

昭和十五年七月十二日

外務	次官	殿	文部	次官	官	厚生	次官	官
----	----	---	----	----	---	----	----	---

國民心身鍛鍊運動ニ關スル件

國民體力ノ向上ヲ圖ル目的ヲ以テ別紙要綱ニ依リ各官廳並ニ全國民協力一致シ心身鍛鍊ノ實踐運動ヲ實施致度ニ付貴廳各關係者ヲ御督勵相成其ノ目的ヲ貫徹セシムル様御盡力相煩度

昭和十五年七月五日 省内外各官廳知事等
御座りませう

昭和十五年度國民心身鍛鍊運動實施要綱

一 趣 旨

體育運動ノ實踐ヲ通ジ旺盛ナル精神力ト剛健ナル身體トヲ鍊成シ以テ新東亞建設ノ國民的氣魄ヲ昂揚セシメントス

一 名 稱

國民心身鍛鍊運動

一 期 間

自 八月 一日
至 八月 二十日

一 實 行 要 目

本期間ノ體育運動ノ實踐ニ依リ國民體育ノ本義ヲ體得スルト共ニ體育ニ對スル關心ト認識ヲ喚起シ之ヲ日常生活ニ織込マシムルコトヲ基本的指導方針トシ左記ニ付先ヅ體操ノ實行ヲ獎勵スルト共ニ其ノ他ノ諸項ニ付テモ勉メテ之ヲ行フ様勵獎スルモノトス

イ、體操

體操ノ實行ヲ獎勵シ特ニ大日本體操、國民保健體操等ノ普及徹底ヲ期スルコト之ガ爲

- 1、ラヂオ體操ノ會等ト協力シ市町村民ノ體操實行ヲ促スコト
尙之ニ關聯シテ早起會ノ普及ヲ圖リ早起ヲ獎勵スルコト
- 2、官廳、學校、會社、工場、町内等ノ體操會ニ於テ「總員參加」「參加者倍加」「毎日缺かさず」等ノ標語ヲ掲ゲ多數新人ノ參加、皆出席ニ努メシムルコト
- 3、既ニ體操ヲ平素實行セル者ニ對シテハ次第ニ「より強き體操」ノ演練ニ努メシムルコト例ヘバ國民保健體操第一ヲ平素行ヘル者ハ同第二體操ヲ同第二體操ヲ平素行ヘル者ニハ大日本國民體操ヲ大日本國民體操ヲ平素行ヘル青壯年ニハ大日本青年體操ヲ演練セシムルコト
- 4、「體操ノ夕」等ヲ催シ正シキ體操ノ實施方法ヲ指導スルト共ニ國民ヲシテ體操ヲ愛好スル様導クコト

ロ、武道

學校、道場等ヲ利用シ劍道、柔道、弓道等ノ土用稽古ヲ實施スルコト

ハ、徒歩

1、官廳、銀行、會社、工場等ノ勤務者ニ徒歩運動ヲ獎勵スルコト

2、一般ノ遠足、徒歩旅行ヲ獎勵シ特ニ青年團等ニ於テハ登山、長距離行軍等ヲモ行フコト（輸送國策ニ協力シ努メテ汽車、電車等ノ乗物ノ利用ヲ避クルコト）

ニ、水泳

國民皆泳ノ實ヲ擧ゲ海、河川、湖沼等ノ水泳施設ヲ擴充スルノ外公私ノ施設ニ係ルプールヲ積極的ニ利用セシムル等之ガ獎勵

ヲ行フコト

ホ、集團勤勞作業

1、作業ハ統制アル組織ノ下ニ規律協同禮節等ノ團體的精神ヲ
體得セシムルト共ニ勤勞精神ノ涵養ヲ目的トシテ之ヲ行フコ
ト

2、作業種目ハ既定ノ計畫アルモノノ外ナルベク飼料食料資源
開發ニ關スル事業ヲ實施スルコト

ヘ、體力量檢定練習會

體力量檢定ノ實施時期中ニ相當スルヲ以テ練習會等ヲ行フコト
一、實施上ノ注意事項

イ、本運動ノ實施ニ當リテハ一層盡忠報國ノ精神ヲ以テ心身ヲ鍛
鍊シ不撓不屈ノ氣魄ヲ培ヒ特ニ規律統制アル行動ニ終始シ以テ
國民訓練ノ機會タラシムルコト

ロ、物資勞力等ノ關係ヲ考慮シ地方ノ實情ニ應ジ適切ナル計畫ヲ

樹立實施スルコト

ハ、時間ノ善用ニ留意シ都市農村別、職業別（特ニ勤勞ノ種類程
度）年齢別、男女別等ニ應ジ鍛鍊運動ノ方法程度ヲ撰擇調節シ
其ノ適正ヲ期スル様工夫考案スルコト

ニ、本期間中ハ事情ノ許ス限リ公私ノ體育運動施設ヲ開放シテ一
般ノ利用ニ供セシムルコト

ホ、學生生徒及兒童ニ關シテハ昭和十三年六月九日以來敎次ニ互
ル集團勤勞作業實施ニ關スル通牒竝ニ昭和十四年六月十日付學
校ニ於ケル夏季及冬季心身鍛鍊ニ關スル件文部次官通牒ノ趣旨
ニ基ク實施ヲ以テ本運動ノ一部タラシムルコト

昭和十五年
七月十七日
中外通信
新報

外
務
省
公
報

一億擧つて體操

官衙、學校、會社、工場の總動員

八月一日から廿日迄
國民心身鍛錬運動



心身鍛錬の基盤を築く事は、今年八月一日から廿日迄「國民心身鍛錬運動」を実施することになり、十五日迄の實際運動を各地で展開し、翌日からの三日間は、学校、官衙、工場、商店、住宅等、あらゆる場面で、心身鍛錬を実施する。この運動は、国民一人一人が、心身鍛錬を自覚して、積極的に参加することによって、国民全体の心身の健康を維持し、国家の強さを保つことに役立つ。この運動の目的は、国民一人一人の心身の健康を維持し、国家の強さを保つことに役立つ。この運動の目的は、国民一人一人の心身の健康を維持し、国家の強さを保つことに役立つ。

I-0719



昭和十五年七月三十日

松宮 外務次官心得

各局、部、課長 殿

八月ノ興亞奉公日ト國民心身鍛鍊運動ニ關スル件
厚生、文部兩省主唱ノ下ニ八月一日ヨリ二十日迄「國民心身鍛鍊
運動期間」トシ「體育運動」ヲ通シ旺盛ナル精神力ト剛健ナル身體ト
ヲ鍊成シ以テ新東亞建設ノ國民的氣魄ヲ昂揚セシメント「スル趣旨
ニテ心身鍛鍊ノ實踐運動ヲ實施スルコトハ既ニ御承知ノ通ナル處右
ハ國民體力ノ向上ヲ圖ル上ニ於テ誠ニ必要ノコトト認メラルニ付
當省ニ於テハ「毎月一善」ノ方針ニ依リ八月ハ重點ヲ體操ノ實行ニ
置クコトトス就テハ職員中豫テ省内ニ於テ實施中ノ「體操ノ會」ニ
未タ參加ナキ向ハ一日ノ興亞奉公日ヲ契機トシ之ニ參加セシメラル

ル様致度

又暑中休暇ヲ受クル者ハ右休暇ヲ専ラ心身ノ鍛鍊ニ當テ一日ナリト
モ無意義ニ過スコトナキ様致度シ
右貴局部課全員ニ徹底獎勵方御盡力相煩度シ

国民精神總務員本部官廳連陸打合
 令ニ関スル概要 (一五九五)

一月五日附テテ 精勤理事長ヲ 昌右文書課
 長ニ任ズル 打合令附惟一趣ヲテテ 附知
 事ニ關シ 其旨目 (九月五日)ニ至リ 人事課多ク
 部方聯絡事ニ依リ 令附課(福系)及 精
 勤二人ニ於テ 本部第一令附室ハ 列席スルヲ
 一議題 冠婚葬祭ノ新様式ニ関スル件

(日本標準規格B5)

精勤東京本部本部の贅澤品使用抑制
 軍勅ニ関スル件

精勤東京本部本部の贅澤品使用抑制
 軍勅ニ関スル件

九月五日附合議ニ於テ 決定多シキ 冠婚葬祭ノ
 新様式ニ 官廳方面ニ於テ 率先ニテ 出立
 新体制ノ 實トシテ 実践多シキ旨ヲ 務
 協力ヲ求メ 左ノ事項ニ 注意シテ
 官廳ニ於テ 一般ニ 新範ヲ示シ 意味ニ於テ

(日本標準規格B5)

I-0719

0:49

公 信 案

一、今後服装ハ一律平服ヲ実行スルニ
 特ニ官公吏在リテ率先シテ國民儀禮章
) 採用ヲ実行ス

(國民儀禮章并テ精勤中央聯盟當時ニ於テ
 決定スルニ本ガ及總方面ニ於テ徹底著
 及モザルヲ今此際率先シテ(陣勤トシテ実行
 等ニシテトテ希望スルニ)

一、特ニ結婚ニ於テ場外ニ於テ大任以下
 外 務 省

(日本標準規格 B 5)

公 信 案

一、戦死者ノ場合ニ因シ
 (治身令係決定)
 王 決定スル由

一、結婚葬祭ノ新儀式
 大任以下ノ花環等々全廢実行スル
 香奠、花環料又ハ借物料トシテ贈答ハ廢止スル
 (治身令係決定)

一、堂所ニ於テ要請後一時半散会ス
 外 務 省

(日本標準規格 B 5)

I-0719

0:50

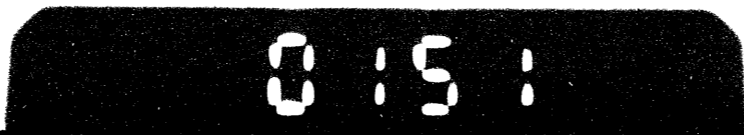
公
信
案

外
務
省

其、他 = 在りて 協多(案)行 期 公
 一、東京府本部係多 警備令 履正 及 態
 方面ノ 協力ノ 要 補 多
 以上

(日本標準規格 B 5)

I-0719



文書課長

拜啓 陳者左記要領に依り官廳連絡打合會開催可致候條御繰合せ御出
席被成下度候

昭和十五年八月三十日

國民精神總動員本部理事長

堀 切 善次郎

昌谷忠 殿

記

一、日 時 九月五日（木）正午—二時

二、場 所 本部第一會議室（旧理事室）

三、議 題 「冠婚葬祭の新様式に關する件」
「精動東京府本部の贅澤品使用抑制運動に關する件」

本部長 敬具
文書課長 堀切善次郎

I-0719

0152

贅澤品使用抑制運動實施要綱

國民精神總動員東京府本部

趣旨

支那事變三周年記念日夕期シ公布セラレタル奢侈贅澤品製造販賣禁止ノ省令ハソノ製造、販賣ヲ禁止シタルニ止マリ之ガ使用ヲ禁止スルニ至ラヌケレ共其ノ趣旨トスル處ハ奢侈贅澤ノ風習ヲ改メ戰時生活ノ刷新ヲ徹底セシメントスルニアラテ府民ハ卒先奢侈贅澤品ノ使用ヲ抑制廢止シ華美浮薄ナル生活態度ヲ改メ、製造加工業者ニアリテモ時局ニ相應シキ意匠銘柄等ノ考案ニ努メ以テ質實簡素ナル國民生活ノ樹立ヲ期サネバナラヌ。

實行事項

ノ贅澤ナル服装、服飾（省令ニ依ル禁制品目ヲ基準トス）ヲ抑制又ハ廢止スルコト

例へバ

- イ、高價ナル縮緬、羽二重、繪羽織模様地、裾模様、丸帶、綴帶、絹レース、刺繍其ノ他ノ使用抑制又ハ廢止
- ロ、指輪、腕輪、首飾、耳飾、ネクタイピン、ペンダント等ノ廢止
- 2. 奢侈資澤品（省令ニ依ル禁制品目ヲ基準トス）ノ新調ヲ廢止スルコト

一 實行方法

- 1. 市區町村ニ於テハ町内會、隣組、部落會等ノ實踐網ヲ通ジ趣旨ノ徹底ヲ圖リ實效ヲ舉グルニ努ムルコト
- イ、常會ニ於テ懇談申合セヲナスコト
- ロ、東京市内ニ於テハ別ニ隣組回報ヲ回覽セシムルコト
- 2. 學校ニ於テハ學生、生徒、兒童ニ對シ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖ルト共ニ家庭ヘノ推進ニ努ムルコト
- イ、中等學校長精勵懇談會、時局教育部長會、郡部小學校長會、私立青年學校協會及ビ私立學校協會精勵委員會等ノ活動ヲ促スコト
- ロ、學校團體（同窓會、父兄會、保護者會、後援會等）ノ活動ヲ促スコト
- ハ、大學高等專門學校ノ協力ヲ求ムルコト
- 3. 製造加工業者ニアリテハ華美ナル意匠銘柄等ヲ排シ時局ニ相應シキ質實ナルモノノ製造加工ニ努ムルコト
- 關係業者ニ於テ申合セヲナスコト
- 4. 婦人團體、教化團體又ハ宗教團體等ノ積極的協力ヲ求メ之ガ趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト
- 各團體ニ於テ申合セヲナスコト
- 5. 藝界花柳界ニ於テハ華美ナル風ヲ排シ特ニ各種會合（音曲舞踊會等）ノ自肅ニ努メ生活ヲ刷新スルコト
- 關係組合及各流派團體等ニ於テ夫々申合セヲナスコト
- 6. 劇場、映畫館、ホテル、クラブ、大料理店、美容院、百貨店等ノ積極的協力ヲ求ムルコト

7. 言論機關ノ積極的協力ヲ求メ贅澤全廢、戰時生活ノ實現ノ促進ニ努
ムルコト

8. 其ノ他立看板、ポスター、スライド、懸垂幕等ニヨリ之ガ趣旨ノ徹
底ヲ圖ルコト

I-0719

0155

結婚葬祭の弊風一掃

結婚は人生の新しい出発であり、葬祭は人生の最後の大仕事である。この二つの儀式は、古くから我が国にあり、その形式もまた古くから定まっていた。然るに近年、結婚葬祭の形式が、次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この結婚葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

冠婚葬祭の弊風一掃

冠婚葬祭は、人生の重要な儀式である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この冠婚葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

冠婚葬祭の弊風一掃

冠婚葬祭は、人生の重要な儀式である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この冠婚葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

冠婚葬祭の弊風一掃

冠婚葬祭は、人生の重要な儀式である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この冠婚葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

冠婚葬祭の弊風一掃

冠婚葬祭は、人生の重要な儀式である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この冠婚葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

精神補助員

本邦初の精神補助員養成所。精神補助員は、精神障害者の生活を補助し、その社会復帰を助ける重要な役割を担う。本養成所では、専門的知識と実践的技術を身につけるための教育を行う。...

行發日五十一・E

平服の結婚式

結婚式の平服は、近年ますます盛んになつて来た。然るに、その形式もまた次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この平服の結婚式の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

葬祭の新様式

葬祭は、人生の最後の大仕事である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

理事、參與異動

伊藤、井野両理事に
理事、參與異動の消息。伊藤、井野両氏が、理事及び參與として、本報の発展に貢献する。...

葬祭の新様式

葬祭は、人生の最後の大仕事である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

葬祭の新様式

葬祭は、人生の最後の大仕事である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

葬祭の新様式

葬祭は、人生の最後の大仕事である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

葬祭の新様式

葬祭は、人生の最後の大仕事である。然るに近年、その形式が次第に西洋化し、その弊風もまた甚だしくなつて来た。本報記者は、この葬祭の弊風を、一掃して、その本来の意義を回復することを、このたびの目的とする。...

(可読)

(第六十五号)

「選挙」の責任
右各団体の幹部選挙委員、新生派へとの責任、

自衛カード
如何に物言ひを強き、

時事解説
新體制は全國民の協力を基礎にす

時事解説

新體制は全國民の協力を基礎にす

阿部 賢一

に考へて疑いを懐かぬかたは、新體制は出立した

新體制は出立した
その個人主義を自由にして、

支那事情が来すと
支那事情が来すと、

上手な節米の仕方
料理やパンの作り方

代用食料理
パン、ケーキ、

パンの種類
パンの種類、

貯蓄躍進す
貯蓄の重要性、

昨日までは金儲け
昨日までは金儲け、

人々の進歩
人々の進歩、

新體制は出立した
新體制は出立した、



阿部 賢一

新體制は出立した
新體制は出立した、

支那事情が来すと
支那事情が来すと、

上手な節米の仕方
上手な節米の仕方、

代用食料理
代用食料理、

パンの種類
パンの種類、

貯蓄躍進す
貯蓄の重要性、

昨日までは金儲け
昨日までは金儲け、

人々の進歩
人々の進歩、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

支那事情が来すと
支那事情が来すと、

上手な節米の仕方
上手な節米の仕方、

代用食料理
代用食料理、

パンの種類
パンの種類、

貯蓄躍進す
貯蓄の重要性、

昨日までは金儲け
昨日までは金儲け、

人々の進歩
人々の進歩、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

新體制は出立した
新體制は出立した、

I-0719

ドイツ

戦勝の原因を聴く

歐洲大戦がいつ及來年一二年、今ドイツは同盟國を完全な制壓の下に敗る。大戦の目的は英米土攻めに果敢な砲火を成り果せし折衝、最近まで在日海軍艦隊を駐留せしめてドイツは強い間に在りて、大戦が全部進んで來た。

日一月九年五十一和四

(四)

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

今ドイツの戦い勝利の、從つて獨切如何を論ずる、

その點を論ずる、その點を論ずる、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

員動總神精民國

ドイツはどうして強くなつたか

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

出 席 者

- 前獨切理事長 大 島 氏
- 本都理事 長 堀 切 善 次 郎
- 前理事 長 白 鳥 敏 夫
- 前理事 長 堀 切 善 次 郎
- 前理事 長 白 鳥 敏 夫

白鳥氏 大島に私の部分

白鳥氏 大島に私の部分、

戦勝の原因は完全

戦勝の原因は完全、

全國防國家

全國防國家、

これは國家の存亡、個人の存

亡に關する、一、二、三、四、五、

六、七、八、九、十、十一、十二、

十三、十四、十五、十六、十七、

十八、十九、二十、二十一、二十二、

二十三、二十四、二十五、二十六、

二十七、二十八、二十九、三十、

三十一、三十二、三十三、三十四、

三十五、三十六、三十七、三十八、

三十九、四十、四十一、四十二、

四十三、四十四、四十五、四十六、

四十七、四十八、四十九、五十、

五十一、五十二、五十三、五十四、

五十五、五十六、五十七、五十八、

五十九、六十、六十一、六十二、

六十三、六十四、六十五、六十六、

六十七、六十八、六十九、七十、

七十一、七十二、七十三、七十四、

七十五、七十六、七十七、七十八、

七十九、八十、八十一、八十二、

八十三、八十四、八十五、八十六、

八十七、八十八、八十九、九十、

九十一、九十二、九十三、九十四、

九十五、九十六、九十七、九十八、

九十九、一百、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

日一月九年五十一和四

(四)

これは國家の存亡、個人の存

亡に關する、一、二、三、四、五、

六、七、八、九、十、十一、十二、

十三、十四、十五、十六、十七、

十八、十九、二十、二十一、二十二、

二十三、二十四、二十五、二十六、

二十七、二十八、二十九、三十、

三十一、三十二、三十三、三十四、

三十五、三十六、三十七、三十八、

三十九、四十、四十一、四十二、

四十三、四十四、四十五、四十六、

四十七、四十八、四十九、五十、

五十一、五十二、五十三、五十四、

五十五、五十六、五十七、五十八、

五十九、六十、六十一、六十二、

六十三、六十四、六十五、六十六、

六十七、六十八、六十九、七十、

七十一、七十二、七十三、七十四、

七十五、七十六、七十七、七十八、

七十九、八十、八十一、八十二、

八十三、八十四、八十五、八十六、

八十七、八十八、八十九、九十、

九十一、九十二、九十三、九十四、

九十五、九十六、九十七、九十八、

九十九、一百、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

獨切理事長 今は一、感奮にこれを進行して、

一、位國家の目的を國民に知... 國家の目的が解しては... 國家の目的が解しては...

大島氏 私個人は、この間イッの間に... 特別に情熱がそれらに...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 私個人は、九月五日に... 前日、切符を持って行...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

大島氏 一番上の指導者... 大島氏 一番上の指導者...

I-0719

各地はじり

成せばなる百二十億

業種別天引貯蓄率

愛知・長野の達成策

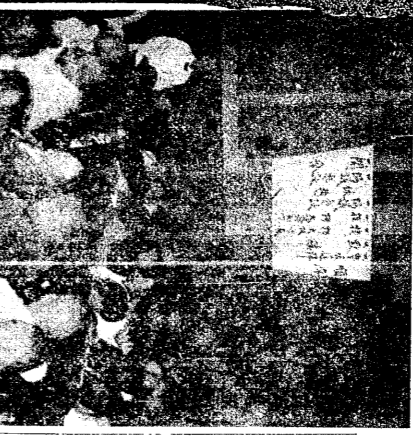
今年度貯蓄増進目標をその一割五分以上

「業種別天引貯蓄率」昨年同様昨年度実績を以て、業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。

「業種別天引貯蓄率」昨年同様昨年度実績を以て、業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。

「業種別天引貯蓄率」昨年同様昨年度実績を以て、業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。

「業種別天引貯蓄率」昨年同様昨年度実績を以て、業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。業種別天引貯蓄率は、業種別天引貯蓄率の達成に寄与する。



高見説明
(A) 豊後府前三月町合
の代田金配給
(B) 町合の種草屋を掲
る豊前町の種草作
(C) 同町合の種子配給場
共同購入足形場

長野県

戦時下婦人の身嗜み

若き女性に興ふ

名古岸の實際運動

名古岸市では戦時の八月格
動運「戦時」を以て身嗜
止運動を開始してあるが、
「戦時」の運動には、市婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體

「戦時」の運動には、市婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體

「戦時」の運動には、市婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體

「戦時」の運動には、市婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體
を中心に、市内婦人團體

山梨・三重の節米

食室から完全驅米

書は必ず代用食

「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」
「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」

「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」
「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」

「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」
「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」

「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」
「食室から完全驅米」
「書は必ず代用食」

公共報國・和歌山

消化倍加に乗出す

「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」
「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」

「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」
「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」

「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」
「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」

「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」
「消化倍加に乗出す」
「公共報國・和歌山」

赤誠の一粒

精神徹底の滋賀

汽車辨に宣傳ビラ

「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」
「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」

「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」
「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」

「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」
「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」

「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」
「精神徹底の滋賀」
「汽車辨に宣傳ビラ」

代用食配給

部長を陣頭に

實踐網の整備強化

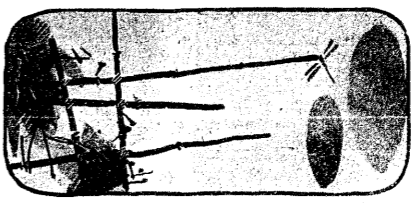
島根の精進挺身隊

「部長を陣頭に」
「實踐網の整備強化」
「島根の精進挺身隊」
「部長を陣頭に」

「部長を陣頭に」
「實踐網の整備強化」
「島根の精進挺身隊」
「部長を陣頭に」

「部長を陣頭に」
「實踐網の整備強化」
「島根の精進挺身隊」
「部長を陣頭に」

「部長を陣頭に」
「實踐網の整備強化」
「島根の精進挺身隊」
「部長を陣頭に」



野人の聲

私は自警自励、履後征... 相馬御風

日本人として

小川未明... 日本人として

之を備へて... 勇躍の歌

川路柳虹... 勇躍の歌

夫れは此の國を大にし... 勇躍の歌

車務局使用

八月六日の京都を最後に終... 車務局使用

母の姿... 第三輯刊行

出張調査... 母の姿

軍國の姿... 出張調査

募懸賞 歌の和協民

八、入選賞... 募懸賞 歌の和協民

人事課長
文書課長

發第一九三號

昭和十五年九月九日

國民精神總動員本部

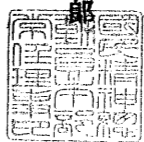
常任理事 小泉 梧

郎

外務大臣官房文書課長

昌谷 忠

殿



冠婚葬祭新様式ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ去ル九月五日ノ官廳連絡會席上既ニ次官會議ノ決定ヲ經タルモノト御報告申上候モ右ハ同會議ニ於テ單ニ參考トシテ附議セルモノナル由後刻判明仕リ候就テハ延引ナガラ別紙寫ノ通り當本部理事長ヨリ各省次官宛協力方依頼狀差出置候ヘバ官廳連絡會ノ御協議ニ基キ本件ノ普及徹底ニ關シ特ニ御盡力相煩度此段得貴意候也



發第一九二號

昭和十五年九月九日

國民精神總動員本部理事長

堀 切 善次郎

内閣書記官長
各省次官

殿

冠婚葬祭新様式ニ關スル件

八月二十一日本部理事會ニ於テ標記新様式別紙ノ通決定相成候ニ就テハ本様式ノ普及徹底ニ關シ特ニ御協力相願度此段得貴意候也

既ニ大體決着ノ旨ヲ申上候由、廻付徹底方始ヲ
備多クハ申上候、而シテ措置方始

冠婚の新様式

趣旨

斷乎永年の虚榮的形式を排し、我國獨特の家族制度の美風と禮儀を失せざる限り、冗費節約の徹底的手段を講じ、以て時弊を一掃し、簡素にして嚴肅なる冠婚様式の普及徹底を期す。

結婚について

(一) 見合——見合は出來得る限り、媒酌人の家庭若くは之に準ずる場所を選び、劇場料亭等は避け、質實簡素を旨とし、高價な服装や妻應は絶對になさざること。

劇場や料亭などの華やかな上つ調子の雰囲気につままれて見合をする人があるが、行く末永く堅實な平和な家庭を建設してゆかりと考へるならば見合ひの第一歩から深い心構へが必要である。

相性、十二支、日取などの迷信に囚はれず、また婚約前に相

互の血統や本人の健康状態を精査することも必要である。

(二) 結納——結納は儀禮の程度に止めること。即ち友白髪、指輪、袴、帯、小袖等は廢し、經節、錫、鹽物、末廣、熨斗、昆布等のうち、一種又は數種を取合せ適宜一台にして贈ること。

結納に莫大な金や品物を贈つたり、贈り返したりすることは、徒らに相互の負擔を増すばかりである。簡素にして嚴肅な、固い約束の儀禮にすべきである。

(三) 支度、舉式等——支度、舉式等は双方合意の上、簡素にすること。調度及び衣類は出来る限り新調を見合せ、必要と餘裕ある場合は貯金又は國債等で持参せしむること。調度品の送り込み行列、衣裳見せ等は全廢すること。

媒酌人の見榮から、支度、舉式等が双方の意思に反して、贅澤なものになる場合が多い。従つて双方の直接の話し合ひでゆく方がよい。調度や衣類は差當り必要の最小限度に止め、豫算に餘裕があれば貯金や國債など、生活準備金として持参

する方が、新家庭を堅實化する上にも有意義であらう。仰々しい調度品の送り込み行列や衣裳見せは、百害あつて一利なく絶滅せねばならぬ。

(四) 式服——式服は團服又は制服を利用し得る場合は必ず之により、然らざる場合にも簡素なる一着に限り(花嫁は留袖以下とし花婿はなるべく平服に儀禮章)振袖、袴、胸模様等を全廢し、且つ式後の色直しの弊風を除去すること。参列者の服装も之に準じ簡素にすること。

團服、制服を利用し得る場合には必ずこれにより、平服には國民儀禮章を佩用して舉式すべきである。花婿は毛ーニング等の新調を見合せ、なるべく平服を用ひ、花嫁は振袖、袴、胸模様等を全廢して簡素な留袖以下にし、且つ披露の際の色直し(着換)は來客に對する無作法でもあるから全廢せねばならぬ。町村などで從來一定の式服を制定して結婚改善をしてゐる場合は、それによることも結構である。

(五) 學式——學式は神社、家庭又は公共の場所を主とし簡素且つ嚴肅に行ふこと。學式費用は各地方本部に於て、實狀に即し決定すること。

結婚式は最も神聖且つ嚴肅に行ふべきものであるから、自宅又は神社、佛閣、學校、役場、公會堂、教會等の如き公共の場所を選ばねばならぬ。式場では必ず宮城遙拜を行ひ、神社以外の場所に於ける學式の場合には、神社に奉告祭をなし、祖先の靈に報告することも忘れてはならないことである。結婚學式料は、簡素嚴肅といふ趣旨からせいぜい最高二十圓程度とし、各地方の實狀に即し出來る限り低額に決定すべきである。

(六) 披露宴——披露宴は小範圍を原則とす。而も簡素を旨とし一人當り最高と雖も五圓とし地方の實情に應じ低額にすること(なるべく茶菓又は小宴の程度に止め、其他は通信を以て披露すること。披露宴は數回に亘らざるやうにすること)。

披露宴を無闇に盛大に、しかも甚しきは連日に亘つて行ふといふ弊風があるが、これは嚴に一掃すべきである。元來、披露の儀は、新郎新婦を特別縁故者に紹介するのが本旨であるから、平素餘り交際してゐない人達までを招待することは、却つて先方に對して迷惑である。小範圍に、且つ簡素にする方が、和氣霽々として奥床しいのである。

(七) 結婚祝——結婚祝は精神を主とし、近親者以外は金品を贈らぬこと。返禮は全廢すること。

結婚の祝儀品は外觀だけ飾りたてたものよりも、心を込めたものを、贈られる側の意思も聞いて選ぶ方がよい。かうした贈物は衷心祝意を表すためのものであるから、近親者に限り且つ形式的な祝儀返しは全廢すべきである。

(八) 寫眞——見合及び記念寫眞は、キヤビネ型、八ツ切以内とすること。

見合の寫眞や新郎新婦の記念寫眞はキヤビネ型以下、參式者

の記念寫眞は八ツ切以下に統一し、それ以上の大型寫眞の撮影は廢すべきである。

なほ婚姻届は結婚式場で作成し、結婚誓詞等記念になるべき諸記録は永く家寶として保存するようにしたい。

出産其他について

(一) 出産祝——出産祝は精神を主とし、なるべく物品を用ひず近親者のみに於て、出来る限り貯金帳、子資貯金、國債等で祝ふこと。

出産祝は媒酌人又は實家で、貯金帳や判などを贈り、他から贈られた國債、現金などを、子供のために積立て、置くことが、眞の親心である。

(二) お宮詣り、七五三等には晴着の新調を全廢すること。

(三) お節句、誕生祝其他も前項に準ずること。

あとで役にもたぬ晴着などを七五三その他に新調することは、親の詰らぬ虚榮心である。かゝる虚榮は子供の將來にも

悪影響を與へることになるから、全廢すべきである。

(四) 金婚式、銀婚式、還暦、古稀、喜壽、米壽等の祝も精神を主とし、近親者に限ること。

これ等の祝ひも、近親者だけの、心をこめた慶びとした方が、どれほど床しいかれない。

(五) 個人間の贈答——個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なもの全廢し、已むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るようにせねばならぬ。

葬祭の新様式

趣旨

斷乎永年の形式的陋習を排し、我國獨特の家族制度の美風と禮儀を失せざる限り、冗費節約の徹底的手段を講じ以て時弊を一掃し簡素にして嚴肅なる葬祭様式の普及徹底を期す。

葬儀について

(一) 凡て精神を主とし簡素嚴肅に行ふこと。

葬儀は人間哀愁の極である。眞心をこめて簡素嚴肅に執り行ふべきものであつて、できるだけ遺族の手数や失費を省くやうにせねばならぬ。

(二) 死亡通知——死亡の通知は故人と親交ありし範圍に止め、其他は葬儀終了後に通知すること。

新聞廣告をなす場合は簡略を旨とし、妄りに多數の名を連ね、または幾通りにも掲載せざること。

あまり心易くもない人への死亡通知は、無意義である。親交

者への通知に止め、その他の人々へは、葬儀終了後に知らせる方がよい。新聞紙上へ死亡廣告をする場合に、多数の親戚や、知名の人々の名を羅列するのは虚榮であり、喪主以外少数の特別關係者に限るべきである。また同一人の死亡廣告を、幾通りにも掲載することは紙面と經費の浪費であり、改むべきである。

(三) 通夜——通夜の酒食は全廢し茶菓の程度に止め、時間は十時限りとすること。出棺の際の立振舞は全廢すること。

通夜の酒食に夜を更かすことは、遺族の煩ひである。現在も地方に残る出棺の際の立振舞——特に飲酒は、自然不謹慎な事態を生じ、傷心の家人に禮を失し易いから全廢し、一般の通夜は十時を刻限とし、酒食を廢して茶菓の程度に止めるべきである。

(四) 喪服——喪服は團服、制服又は平服に儀禮章佩用を本體とし新調は見合せること。

參列者は禮を失せざる程度で簡素な服装をすること。

すでに喪服を持つてゐる人は、それを着用するのは差支へがないが、持つてゐない人は新調を見合はせ、團服、制服、平服に國民儀禮章を佩用するか、または古い着物を黒か鼠色に染めて、喪服に活用する方がよい。紋がなければ、喪服でないかと考へるのは誤りである。

(五) 葬列——葬列は近親者のみとすること。列立者もなるべく近親者等小範圍に限ること。

都會では葬列に幾臺もの自動車を連れ、地方では多数行列して歩く風習があるが、これは近親者に限定すべきである。また告別式の際に、多数の列立者が並ぶことも一種の虚榮であり、形式に泥み時間を徒費して會葬者に迷惑をかけることを避けねばならぬ。

内葬儀——葬儀の際、會葬者に対する菓子包、切手等の配布品を全廢すること。

葬儀場で會葬者に菓子包や、切手などを配布する風習もある



が、遺族を煩はすだけのことであるから、絶滅させねばならぬ。

(七)花輪や香奠——花輪・生花・放鳥其他供物等の寄贈は全廢し、香奠も精神を主としなるべく小額に止め、香奠返しや弔問者に對する禮狀は廢止すること。

形式的な花輪類や腐敗し易い供物を贈ることは全廢し、香奠もその本來の性質は故人に對し哀悼の誠意を表すための香料であるのだから小額に止めるべきである。遺族はこれに對し香奠返しをする理れもなく、弔問者に對し一々禮狀を發することも不要である。たと遺族に對する經濟上の援助といふ特別の意味を含む場合は、この限りでないことは勿論である。

(八)法要——法要も葬儀に準じて簡素を旨とし引物はなるべく全廢すること。

冠婚葬祭新様式徹底方策

- 一、精動本部の指示する冠婚葬祭新様式に基き、地方本部に於て、實狀に即し、組織的に且つ永續して、簡素嚴肅なる様式の普及徹底を圖ること。
- 二、市町村實踐網、各種團體等に於ては、適宜申合せ、又は實行委員等を設けて、これが嚴守に努むるの方法を採ること、特に町村部落、男女青年團、各種婦人會、在郷軍人會、教化團體、官公衙、銀行會社等に於ては、相互にその實行を督勵すること（違反者に對しては警告等の方法をとるもよし）
- 三、婦人雜誌、新聞、映畫等の動員（新様式の發表、指導的階層の模範的冠婚葬祭實例記事の提供、指導的階層の違反指摘等）
- 四、冠婚葬祭と特に關聯深き方面——神職會、各種宗教團體、冠婚葬祭用品専門店、美容師、寫眞師組合、料亭、新聞、雜誌、映畫業者等——と懇談會等の開催により、趣旨の徹底を圖り、その積極的協力を求むること。

五 『冠婚の新様式』及び『葬祭の新様式』（説明書）の作成（配布先、地方本部及市町村、實業網、神社佛閣、料亭等にして、冠婚葬祭と特に關聯深きところ、學校特に女子教育機關、各種團體等）

六 行政力又は警察力を要する事項については、その發動ないし援助を
求むること。

I-0719

0177

人事課長

發第一九二號

昭和十五年九月九日

國民精神總動員本部理事長

堀

切

善次郎

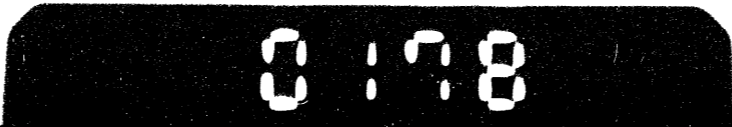


外務次官心得大橋忠一殿

冠婚葬祭新様式ニ關スル件

八月二十一日本部理事會ニ於テ標記新様式別紙ノ通決定相成候ニ就テ
ハ本様式ノ普及徹底ニ關シ特ニ御協力相願度此段得貴意候也

I-0719



冠婚の新様式

趣旨

斷乎永年の虚榮的形式を排し、我國獨特の家族制度の美風と禮儀を失せざる限り、冗費節約の徹底的手段を講じ、以て時弊を一掃し、簡素にして嚴肅なる冠婚様式の普及徹底を期す。

結婚について

(一) 見合——見合は出來得る限り、媒酌人の家庭若くは之に準ずる場所を選び、劇場料亭等は避け、質實簡素を旨とし、高價な服装や饗應は絶對になさざること。

劇場や料亭などの華やかな上つ調子の雰圍氣につゝまれて見合をする人があるが、行く末永く堅實な平和な家庭を建設してゆかうと考へるならば見合ひの第一歩から深い心構へが必要である。

相性、十二支、日取などの迷信に囚はれず、また婚約前に相

互の血統や本人の健康状態を精査することも必要である。

(二) 結納——結納は儀禮の程度に止めること。即ち友白髪、指輪、袴、帯、小袖等は廢し、鐙節、錫、鹽物、末廣、鬘斗、昆布等のうち、一種又は數種を取合せ適宜一台にして贈ること。

結納に莫大な金や品物を贈つたり、贈り返したりすることは、徒らに相互の負擔を増すばかりである。簡素にして嚴肅な、固い約束の儀禮にすべきである。

(三) 支度、舉式等——支度、舉式等は双方合意の上、簡素にすること。調度及び衣類は出来る限り新調を見合せ、必要と餘裕ある場合は貯金又は國債等で持參せしむること。調度品の送り込み行列、衣裳見せ等は全廢すること。

媒酌人の見榮から、支度、舉式等が双方の意思に反して、贅澤なものになる場合が多い。従つて双方の直接の話し合ひでゆく方がよい。調度や衣類は差當り必要の最小限度に止め、豫算に餘裕があれば貯金や國債など、生活準備金として持參

する方が、新家庭を堅實化する上にも有意義であらう。仰々しい調度品の送り込み行列や衣裳見せは、百害あつて一利なく絶滅せねばならぬ。

(四) 式服——式服は團服又は制服を利用し得る場合は必ず之により、然らざる場合にも簡素なる一着に限り(花嫁は留袖以下とし花婿はなるべく平服に儀禮章)振袖、袴、胸模様等を全廢し、且つ式後の色直しの弊風を除去すること。參列者の服装も之に準じ簡素にすること。

團服、制服を利用し得る場合には必ずこれにより、平服には國民儀禮章を佩用して舉式すべきである。花婿は忌・ニンダ等の新調を見合せ、なるべく平服を用ひ、花嫁は振袖、袴、胸模様等を全廢して簡素な留袖以下にし、且つ披露の際の色直し(着換)は來客に對する無作法でもあるから全廢せねばならぬ。町村などで從來一定の式服を制定して結婚改善をしてゐる場合は、それによることも結構である。

(五) 學式——學式は神社、家庭又は公共の場所を主とし簡素且つ嚴肅に行ふこと。學式費用は各地方本部に於て、實狀に即し決定すること。

結婚式は最も神聖且つ嚴肅に行ふべきものであるから、自宅又は神社、佛閣、學校、役場、公會堂、教會等の如き公共の場所を選ばねばならぬ。式場では必ず宮城遙拜を行ひ、神社以外の場所に於ける學式の場合には、神社に奉告祭をなし、祖先の靈に報告することも忘れてはならないことである。結婚學式料は、簡素嚴肅といふ趣旨からせいぜい最高二十圓程度とし、各地方の實狀に即し出来る限り低額に決定すべきである。

(六) 披露宴——披露宴は小範圍を原則とす。而も簡素を旨とし一人當り最高と雖も五圓とし地方の實情に應じ低額にすることなるべく茶菓又は小宴の程度に止め、其他は通信を以て披露すること。披露宴は數回に亘らざるやうにすること。

披露宴を無闇に盛大に、しかも甚しきは連日に亘つて行ふといふ弊風があるが、これは嚴に一掃すべきである。元來、披露の催は、新郎新婦を特別縁故者に紹介するのが本旨であるから、平素餘り交際してゐない人達までを招待することは、却つて先方に對して迷惑である。小範圍に、且つ簡素にする方が、和氣霽々として奥床しいのである。

(七) 結婚祝——結婚祝は精神を主とし、近親者以外は金品を贈らぬこと。返禮は全廢すること。

結婚の祝儀品は外觀だけ飾りたてたものよりも、心を込めたものを、贈られる側の意思も聞いて選ぶ方がよい。かうした贈物は衷心祝意を表すためのものであるから、近親者に限り且つ形式的な祝儀返しは全廢すべきである。

(八) 寫眞——見合及び記念寫眞は、キヤビネ型、八ツ切以内とすること。

見合の寫眞や新郎新婦の記念寫眞はキヤビネ型以下、參式者

の記念寫眞は八ツ切以下に統一し、それ以上の大型寫眞の撮影は廢すべきである。

なほ婚姻届は結婚式場で作成し、結婚誓詞等記念になるべき諸記録は永く家寶として保存するようにしたい。

出産其他について

(一) 出産祝——出産祝は精神を主とし、なるべく物品を用ひず近親者のみに於て、出来る限り貯金帳、子寶貯金、國債等で祝ふこと。

出産祝は媒酌人又は實家で、貯金帳や判などを贈り、他から贈られた國債、現金などを、子供のために積立て、置くことが、眞の親心である。

(二) お宮詣り、七五三等には晴着の新調を全廢すること。

(三) お節句、誕生祝其他も前項に準ずること。

あとで役にもたぬ晴着などを七五三その他に新調することは、親の誹らぬ虚榮心である。かゝる虚榮は子供の將來にも

悪影響を與へることになるから、全廢すべきである。

(四) 金婚式、銀婚式、還暦、古稀、喜壽、米壽等の祝も精神を主とし、近親者に限ること。

これ等の祝ひも、近親者だけの、心をこめた慶びとした方が、どれほど床しいかれない。

(五) 個人間の贈答——個人間の贈答は中元、歳暮、手土産等形式的なもの全廢し、已むを得ない吉凶等の贈物は、なるべく團體や職場で統轄して贈るようにせねばならぬ。

葬祭の新様式

趣旨

斷乎永年の形式的陋習を排し、我國獨特の家族制度の美風と禮儀を失せざる限り、冗費節約の徹底的手段を講じ以て時弊を一掃し簡素にして嚴肅なる葬祭様式の普及徹底を期す。

葬儀について

(一) 凡て精神を主とし簡素嚴肅に行ふこと。

葬儀は人間哀愁の極である。眞心をこめて簡素嚴肅に執り行ふべきものであつて、できるだけ遺族の手数や失費を省くやうにせねばならぬ。

(二) 死亡通知——死亡の通知は故人と親交ありし範圍に止め、其他は葬儀終了後に通知すること。

新聞廣告をなす場合は簡略を旨とし、妄りに多數の名を連ね、または幾通りにも掲載せざること。
あまり心易くもない人への死亡通知は、無意義である。親交

者への通知に止め、その他の人々へは、葬儀終了後に知らせる方がよい。新聞紙上へ死亡廣告をする場合に、多数の親戚や、知名の人々の名を羅列するのは虚榮であり、喪主以外少数の特別關係者に限るべきである。また同一人の死亡廣告を幾通りにも掲載することは紙面と経費の浪費であり、改むべきである。

(三) 通夜——通夜の酒食は全廢し茶菓の程度に止め、時間は十時限りとする。出棺の際の立振舞は全廢すること。

通夜の酒食に夜を更かすことは、遺族の煩ひである。現在も地方に残る出棺の際の立振舞——特に飲酒は、自然不謹慎な事態を生じ、傷心の家人に禮を失し易いから全廢し、一般の通夜は十時を刻限とし、酒食を廢して茶菓の程度に止めるべきである。

(四) 喪服——喪服は團服、制服又は平服に儀禮章佩用を本體とし新調は見合せること。

參列者は禮を失せざる程度で簡素な服裝をすること。

すでに喪服を持つてゐる人は、それを着用するのは差支へがないが、持つてゐない人は新調を見合はせ、團服、制服、平服に國民儀禮章を佩用するか、または古い着物を黒か鼠色に染めて、喪服に活用する方がよい。紋がなければ、喪服でないかと考へるのは誤りである。

(五) 葬列——葬列は近親者のみとすること。列立者もなるべく近親者等小範圍に限ること。

都會では葬列に幾臺もの自動車を連れ、地方では多数行列して歩く風習があるが、これは近親者に限定すべきである。また告別式の際に、多数の列立者が並ぶことも一種の虚榮であり、形式に泥み時間を徒費して會葬者に迷惑をかけることを避けねばならぬ。

内葬儀——葬儀の際、會葬者に対する菓子包、切手等の配布品を全廢すること。

葬儀場で會葬者に菓子包や、切手などを配布する風習もある

が、遺族を煩はすだけのことであるから、絶滅させねばならぬ。

(七)花輪や香奠——花輪・生花・放鳥其他供物等の寄贈は全廢し、香奠も精神を主としなるべく小額に止め、香奠返しや弔問者に對する禮状は廢止すること。

形式的な花輪類や腐敗し易い供物を贈ることは全廢し、香奠もその本來の性質は故人に對し哀悼の誠意を表すための香料であるのだから小額に止めるべきである。遺族はこれに對し香奠返しをする理れもなく、弔問者に對し一々禮状を發することにも不要である。たと遺族に對する經濟上の援助といふ特別の意味を含む場合は、この限りでないことは勿論である。

(八)法要——法要も葬儀に準じて簡素を旨とし引物はなるべく全廢すること。

冠婚葬祭新様式徹底方策

一、精動本部の指示する冠婚葬祭新様式に基き、地方本部に於て、實狀に即し、組織的に且つ永續して、簡素嚴肅なる様式の普及徹底を圖ること。

二、市町村實踐網、各種團體等に於ては、適宜申合せ、又は實行委員等を設けて、これが嚴守に努むるの方法を採ること、特に町村部落、男女青年團、各種婦人會、在郷軍人會、教化團體、官公衙、銀行會社等に於ては、相互にその實行を督勵すること（違反者に對しては警告等の方法をとるもよし）

三、婦人雜誌、新聞、映畫等の動員（新様式の發表、指導的階層の模範的冠婚葬祭實例記事の提供、指導的階層の違反指摘等）

四、冠婚葬祭と特に關聯深き方面——神職會、各種宗教團體、冠婚葬祭用品専門店、美容師、寫眞師組合、料亭、新聞、雜誌、映畫業者等——と懇談會等の開催により、趣旨の徹底を圖り、その積極的協力を求めること。

五 『冠婚の新様式』及び『葬祭の新様式』（説明書）の作成（配布先、
地方本部及市町村實踐網、神社佛閣、料亭等にして、冠婚葬祭と特
に關聯深きところ、學校特に女子教育機關、各種團體等）
六 行政力又は警察力を要する事項については、その發動ないし援助を
求むること。

外務大臣

秘

四拾部ノ内第 4 號

昭和十六年一月十日閣議決定後

陸本堂

院長官

代行書記

興亞諸團體ノ指導理念統一ニ關スル件

昭和十六年一月十日
興亞院會議決定

一 大東亞新秩序建設ヲ目標トセル諸團體ノ指導理念ハ昭和十五年十一月三十日日滿華共同宣言ニテ闡明セル趣旨ニ依ラシムル如ク指導ス
肇國ノ精神ニ反シ皇國ノ國家主權ヲ侮冥ナラシムル虞レアルカ如キ
國家聯合理論ノ展開乃至之ニ基ク國際形態ノ樹立ヲ促進セントスル
運動ハ之ヲ撲滅スル如ク指導ス

二 帝國内ニ於ケル東亞新秩序建設ニ關スル啓蒙的思想運動ハ大政翼贊會ヲシテ政府ト表裏一體ノ關係ニ於テ之ニ當ラシムルカ爲本運動ノ關係諸團體ヲ適宜整理統合シ大政翼贊會ト連繫ヲ保持セシム
右態勢ノ確立ニ伴ヒ政府指導ノ下ニ大政翼贊會ヲシテ他ノ諸國ニ於ケル團體ニ對スル啓蒙運動ヲ展開セシム之レカ爲メ大政翼贊會内ノ此種關係機構ヲ適正ナラシムル如ク措置ス

分類工AS.18

備考

東亞聯盟中國同志會ノ支那ニ於テ行フ運動ハ日滿華共同宣言ニテ體明セル趣旨ニ反セサル限り之ヲ阻止スルコトナシ、但シ該同志會ト新民會トノ團體的統合ハ當分ニ避ケ北支ニ於ケル日滿華共同宣言ノ趣旨普及ハ新民會ヲシテ之ニ當ラシム

I-0719

0:87

興亞奉公日徹底方策

一、趣旨

昭和十四年八月、政府は時局重大なるに鑑み「全國民は舉つて戦場の勞苦を偲び、自肅自省、之を實際生活の上に具現すると共に、興亞の大業を冀望して、一億一心、奉公の誠を效し、強力日本建設に向つて邁進し、以て恒久實踐の源泉たらしむる日」として、興亞奉公日を設定せり。爾來、國民精神總動員中央聯盟はその趣旨の徹底に努め、官民一途、その實踐に當り、戦時

生活の確立に貢献するところ多大なりしとは云へ、なほ未、前線將士の緊張に比し、銃後一部の奉公に遺憾なるものなしとせず。因て國民精神總動員本部はその改組なりたるに際し、一層與亞奉公日の眞義を徹底し、上下億兆の實踐を通じて、所期の目的の貫徹に邁進せんことを期す。

ニ方、針

イ、與亞奉公日の實踐事項を具體化するに當りては、常に時局認識を新にすることに努め、特に左の如き積極的方面に留意すること。

1. 効率増進
2. 増産勵行
3. 節米實踐
4. 克己生活
5. 貯蓄實行
- ロ、官公署は益々率先垂範の實を擧ぐることに。

ハ、一般に對しては益々その眞義の徹底と實踐の強化を圖ること。

必要なる向に對しては夫々適切なる對策を講ずること。

三、徹底方法

- イ、官公署に於いては夫々申合等の方法により、具體的に實踐事項を定め、その遵守をなすこと。
- ロ、會社、銀行、商店、工場等に於いては夫々申合をなし、實情に應じ奉公日の實踐をなすこと。
- ハ、學校、各種團體、實踐網等は、夫々奉公日の趣旨の徹底を圖ると共に、實情に應じ申合等の方法により、その實踐を強化すること。
- ニ、花柳界、カフエ、バー等に對しては、奉公日の趣旨に反するが如き事態の發生を防止するため、積極的に指導すること。(組合等の申合により、慰問文、慰問袋の作成、各種講習、修養等をなさしむること)

参考

(一) 本部

本部は興亞奉公日に當り次の事項を嚴守することを誓ふ。

イ、黎明起床、皇大神宮遙拜

本部役職員一同、一家舉つて

ロ、早朝、明治神宮參拜

本部役員は公務に差支なき限り、職員は全員漏なく

ハ、一時間早く登應、一時間晩く退應

ニ、能率倍加

夫々勤務上一ヶ月の大計を樹て、明日よりの御奉公に就き必

要なる準備をなすこと。

ホ、正午、本部村の會常會

詔書捧讀、誓詞朗讀、代用食、奉公精神の振作、職員の團結

ヘ、禁酒、禁煙、克己生活、公務上差支ある場合を除き徒歩勵行

ト、報國貯蓄

克己生活により節約し得たるものを必らず貯蓄すること。

五育
其の
後
ハ、
一
時
間
早
く
登
應
、
一
時
間
晩
く
退
應
ニ、
能
率
倍
加
夫々
勤
務
上
一
ヶ
月
の
大
計
を
樹
て
、
明
日
よ
り
の
御
奉
公
に
就
き
必
要
な
る
準
備
を
な
す
こ
と。
ホ、
正
午
、
本
部
村
の
會
常
會
詔
書
捧
讀
、
誓
詞
朗
讀
、
代
用
食
、
奉
公
精
神
の
振
作
、
職
員
の
團
結
ヘ、
禁
酒
、
禁
煙
、
克
己
生
活
、
公
務
上
差
支
あ
る
場
合
を
除
き
徒
歩
勵
行



三

電信課長

大臣

次官

東亞 歐亞 米洲 通商 條約 情報 文化 調查 人事 儀典 文書 會計 秘書官

寫送先

昭和16 五七八四三 略 滿洲里 十一月三日午後發 本省 三日後着 亞

東郷外務大臣

松田領事代理

第一五三號

興亞奉公日實施要綱及祭典奉祝實施要綱等ニ關シテハ其ノ都度御下訓ノ次第アル處當館ハ嘗テ右御訓令ヲ事前ニ接受スルコトナク何時モ六宮十菊ノ憾アリ館員ト共ニ新聞「ラデオ」等ニ依リ右要綱ノ趣旨ヲ知ルニ努メ當地日滿關係機關ト聯絡ヲ保チ其ノ都度一應ノ處置ヲ執リ來リタルモ斯克テハ御訓令ノ趣旨ヲ全幅的ニ下達シ在留民ヲ指導スルコトト相成ラサルト共ニ滿露人指導ノ上ニモ影響スル所鮮カラサルヤニ思料セラルルニ付自今此ノ種御訓令ハ

外務省

2

少クトモ當日ノ四、五日前接到必要機關ト連絡ナシ得ル如ク要領電報セラルル様御配慮相煩度シ
尙亞三普通合第一二七三號御來示ノ電報ハ當館ニ於テハ接受セス
爲念
滿大へ博電セリ

外務省

I-0719

分類 1.4.5.1.8

寫

外務大臣

上總書房一三一七號

昭和十八年十月十二日

在上海

總領事 矢野 征記

大東亞大臣 青木 一男 殿

第五回日華恩德團體連絡會議ノ状況ニ關スル件

本件ニ關シ當館上海總領事署長ヨリ別添ノ通り報告アリタルニ付何等
御參考迄報告申進ス

本信寫送付元 在支在滿各大使

在支各公使

在支各總領事

管下分室主任

昭和十八年十月廿三日接受

別紙添付

18.10.23

I-0719

0192

上警高秘第六〇二七號

昭和十八年十月八日

在上海總領事館警察署長

大東亞省警視 白神榮松

在上海總領事天野征記殿

第五回日華思想團體連絡會議、狀況ニ関スル件

本月六日上海南京路キヤセイホテル内日華俱樂部別館ニ於テ
開催セル首題ノ件ヲ記シ、通りニ付此段報告申進ス

記

一日時 十月六日 自午后三時至午后六時

一場所 南京路キヤセイホテル八階日華俱樂部別館内

一出席者 上海興亞報國會興亞部

顧問 船津辰一郎

幹部 南 辰 雄

政要 白 澤 茂

全 大 澤 米 吉

全 岩 田 幸 雄

中国建設青年隊

孫 良

冷 路

趙 壁

中華共門聯合會

姜 万 康

中華民族反英米協會

方康年

中国反共同盟總會

楊尚志

東亞聯明上海分會

劉仲山

中村囑託

大使館

那須調査官

一提案事項

中国青年運動、組織強化案(中国建設青年隊提案)

一狀況

中国建設青年隊創司会トナリ從來実施セル本連絡會議

ハ稍々モスレハ理論的ニ趨リ其、実行性ヲ伴ハサル嫌ヒ有ルニ
 鑑ミ今後此ノ点ヲ特ニ留意シ本會議ノ意義ヲ有効ナラシメ
 度ト、挨拶後今回提案セル中国青年運動ハ大東亞戰
 下緊急事項タルハ論ヲ俟トヌ友邦日本ニ於テハ既ニ青年
 運動ノ重要性ヲ認メ學生ハ拳ツテ戰鬥配置ニ就キアルル今
 日中国青年ノミガ遊怠ニ走リ時ヲ空費スベキ事能ヒ非ス
 故ニ現地上海ニ於テハ各種ノ情勢ヨリ見テ既成ノ青年運動
 組織ヲ強化シ日華協同体制ノ下ニ實際運動ニ挺身スベ
 キテ有リ之ガ具體的カ一步トシテ毎週定期的集合ノ機
 会ヲ造リ各団体間ノ連絡ヲ強化スベキデア
 ト説明後本連絡會議参加各団体ニ於テ左記ノ如ク決
 定セリ

一 決定事項

1. 在沪青年運動推進母体として事務所ヲ南京路サツスンハウス興亜部事務所内ニ設置ス
2. 本連絡会参加団体ヨリ青年運動挺進代表者ヲ三名乃至三名ヲ次回連絡会議迄選出ノコト
3. 各団体ニ於テ青年運動綱領並規約等ノ草案提出ノコト
4. 新国民運動促進委員会ヨリ統合参加ヲ命ゼラレタル時ハ單独行動ヲトラス本会ニ於テ決定スルコト
5. 本会ニ企劃・実践両部ヲ設置シ各団体共通目標ノ運動方針ヲ企劃シ其具體安ホ必ス実践ニ移シ実践ニシテ内ハ次、企劃ヲ爲サザルコト
6. 以上決定事項ノ実践ニ依リ本会ヲシテ上海ニ於ケル民衆思想啓蒙運動ノ中核体タラシメ一貫セル興亜運動ノ実践ヲ期スコト

了

本信送付先 在上海總領事 司政部長

本信写送付先 当館管下各(分)署長